

令和 5 年 3 月

萩 市 議 会 定 例 会 議 案



## 議 案 目 次

議案番号	件 名	
2	令和4年度萩市一般会計補正予算（第12号）	1
3	令和4年度萩市国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算 (第3号)	11
4	令和4年度萩市国民健康保険事業（直診勘定）特別会計補正予算 (第3号)	15
5	令和4年度萩市休日急患診療事業特別会計補正予算（第3号）	21
6	令和4年度萩市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	25
7	令和5年度萩市一般会計予算	29
8	令和5年度萩市土地取得事業特別会計予算	31
9	令和5年度萩市国民健康保険事業（事業勘定）特別会計予算	33
10	令和5年度萩市国民健康保険事業（直診勘定）特別会計予算	35
11	令和5年度萩市休日急患診療事業特別会計予算	37
12	令和5年度萩市後期高齢者医療事業特別会計予算	39
13	令和5年度萩市介護保険事業特別会計予算	41
14	令和5年度萩市水道事業会計予算	43
15	令和5年度萩市下水道事業会計予算	45
16	令和5年度萩市病院事業会計予算	47
17	萩市佐々並地区交流促進施設の設置及び管理に関する条例	49
18	萩市職員定数条例の一部を改正する条例	53
19	萩市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	55
20	萩市手数料条例の一部を改正する条例	57
21	萩市基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	89
22	萩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例	91
23	萩市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例	93
24	萩市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め る条例の一部を改正する条例	97
25	萩市在宅介護支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を 改正する条例	99
26	萩市国民健康保険条例の一部を改正する条例	101

2 7	萩市火葬場条例の一部を改正する条例	103
2 8	萩博物館条例の一部を改正する条例	105
2 9	萩市公平委員会設置条例を廃止する条例	107
3 0	萩市行政不服審査に関する条例を廃止する条例	109
3 1	萩市萩往還夏木原交流施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例	111
3 2	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	113
3 3	萩市過疎地域持続的発展計画の変更について	133
3 4	工事請負契約の変更について	137
3 5	山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について	139
3 6	山口県市町総合事務組合の財産処分について	141
3 7	山口市・萩市・防府市消防通信指令事務協議会の設置について	143
3 8	損害賠償の額を定めることについて	149
3 9	損害賠償の額を定めることについて	151
4 0	損害賠償の額を定めることについて	153
4 1	和解することについて	155
4 2	指定管理者の指定について	157
4 3	教育委員会委員の任命について	159
4 4	固定資産評価審査委員会委員の選任について	161
4 5	人権擁護委員の候補者の推薦について	165

## 議案第2号

### 令和4年度萩市一般会計補正予算（第12号）

令和4年度萩市の一般会計の補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

#### （歳入歳出予算の補正）

第一条 賽入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,222,338千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,550,053千円とする。

第二 賽入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶢入歳出予算補正」による。

#### （継続費）

第二条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

#### （繰越明許費の補正）

第三条 繰越明許費の補正は、「第3表 繰越明許費補正」による。

#### （債務負担行為の補正）

第四条 債務負担行為の補正は、「第4表 債務負担行為補正」による。

#### （地方債の補正）

第五条 地方債の補正は、「第5表 地方債補正」による。

令和5年3月2日提出

萩市長 田中文夫



第1表 正予算補入歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
11. 地方交付税		12, 053, 708	207, 291	12, 260, 999
15. 国庫支出金	1. 地方交付税	12, 053, 708	207, 291	12, 260, 999
16. 県支出金	2. 國庫補助金	4, 454, 795	19, 168	4, 473, 963
19. 繼入金	2. 県補助金	1, 976, 746	19, 168	1, 995, 914
	1. 基金繰入金	2, 501, 881	33, 151	2, 535, 032
	2. 特別会計繰入金	1, 290, 304	33, 151	1, 323, 455
20. 繰越金	2. 繰入	2, 217, 863	△233, 979	1, 983, 884
	1. 繰越金	2, 217, 863	△234, 333	1, 983, 530
21. 諸収入	2. 特別会計繰入金	0	354	354
22. 市債	1. 市債	245, 260	1, 052, 139	1, 297, 399
	1. 市債	245, 260	1, 052, 139	1, 297, 399
	2. 総入	766, 929	9, 268	776, 197
	4. 総入	262, 184	9, 268	271, 452
	2. 諸収入	2, 433, 700	135, 300	2, 569, 000
	1. 市債	2, 433, 700	135, 300	2, 569, 000
歳入	合計	32, 327, 715	1, 222, 338	33, 550, 053

## 歳 出

(単位：千円)

款		項	補正前の予算額	補正予算額	計
2.	総務費		4, 502, 633	6 43, 957	5, 146, 590
1.	総務管理費		3, 923, 623	6 43, 957	4, 567, 580
4.	衛生費		3, 131, 365	6, 746	3, 138, 111
1.	保健衛生費		2, 385, 773	6, 746	2, 392, 519
6.	農林水産業費		2, 479, 093	5, 000	2, 484, 093
3.	水産業費		6 12, 165	5, 000	6 17, 165
7.	商工費		2, 861, 292	1 4, 699	2, 875, 991
1.	商工費		1, 941, 729	1 2, 199	1, 953, 928
2.	観光費		9 19, 563	2, 500	9 22, 063
8.	土木費		1, 826, 398	0	1, 826, 398
5.	都市計画費		7 02, 853	0	7 02, 853
10.	教育費		2, 653, 183	5 01, 936	3, 155, 119
1.	教育総務費		1 88, 741	3 91, 740	5 80, 481
2.	小学校費		5 67, 918	5 4, 337	6 22, 255
3.	中学校費		5 76, 131	5 3, 881	6 30, 012
4.	社会教育費		1, 096, 042	1, 978	1, 098, 020
11.	災害復旧費		4 83, 961	5 0, 000	5 33, 961
1.	農林水産施設災害復旧費		1 10, 001	5 0, 000	1 60, 001
歳	歳出	合計	3 2, 327, 715	1, 222, 338	3 3, 550, 053

第2表 繼続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
			千円		千円
11. 災害復旧費	1. 農林水産復旧費	農業施設設置事業	190,000	令和4年度	50,000
				令和5年度	50,000
				令和6年度	90,000

第3表 繰越明許費補正

款	項	事	業	上段		下段	
				補正前	補正後	金額	金額
2. 総務費	1. 総務管理費	ケーブルテレビ放送光ファイバーアイバーネットワーク事業費	移住定住促進デジタル化事業費	133,100	12,257	—	—
		萩明倫学園外構整備事業費	萩・明倫学園外構整備事業費	73,730	—	—	—
4. 衛生費	1. 保健衛生費	中核病院形成長備費	推進事業費	44,550	—	—	—
6. 農林水産業費	1. 農業費	トマト選果機械整備費	補助事業費	127,800	—	—	—
		がんばろう萩！畜産用粗飼料等価格高騰対策事業費	がんばろう萩！畜産用粗飼料等価格高騰対策事業費	34,651	17,720	—	—
	2. 林業費	市有林治山対策事業費	対策事業費	8,001	—	—	—
	3. 水産業費	がんばろう萩！漁船用燃油価格高騰対策事業費	がんばろう萩！漁船用燃油価格高騰対策事業費	15,378	4,067	—	—
		水産基盤ストックマネジメント事業費	水産基盤ストックマネジメント事業費	85,803	—	—	—
7. 商工費	1. 商工費	企業立地対策事業費	対策事業費	165,000	—	—	—
	2. 觀光費	萩阿武川温泉改修事業費	改修事業費	50,162	—	—	—
		散水車整備事業費	整備事業費	8,686	—	—	—
8. 土木費	2. 道路橋りょう費用	老萩線道路整備事業費	整備事業費	26,440	—	—	—
		山陰道アクセス道路整備事業費	整備事業費	11,000	—	—	—
		羽賀線道路整備事業費	整備事業費	4,586	—	—	—
		原山長沢線道路整備事業費	整備事業費	22,988	—	—	—
		橋りょう予防保全事業費	修繕事業費	52,225	—	—	—
	6. 住宅費	市営住宅予防保全事業費	予防保全事業費	10,593	—	—	—
9. 消防費	1. 消防費	消防団車両整備事業費	整備事業費	6,699	—	—	—

10. 教育費		防	火	水	槽	整備	事務	業費	5,331
2. 小学校費	小学校費	L	E	D	照明設置	事務	業費		54,337
3. 中学校費	中学校費	L	E	D	照明設置	事務	業費		53,881
	スクールバス	一	八	ス	車両更新	新事務	業費		10,514
5. 保健体育費	社会体育費	育	施	設	改修	事務	業費		8,465
	合計								1,780,394
									774,754

第4表 債務負擔行為補正

項			期間	限	度	額	上段 下段	補正後	補正前
事	事	業	令和5年度	8,582	—	千円			
散水車	整備	事業	—	—	—				
合計				428,880	420,298				

第5表 地方債補正

			上段 下段	補正後 補正前(単位:千円)
起	債	の	限	度
下	川	れあいセシスターイレ改修事業費	的	額
佐々並地区交流促進施設整備事業費			5,000	9,200
豊ヶ瀬公園トトイレ整備事業費			15,900	18,000
水産基盤ストックマネジメント事業費			23,400	19,100
地域巡回回バス整備助金事業費			29,200	36,700
萩市観光協会補助金事業費			1,200	1,900
観光案内所整備事業費			—	20,700
香雪園整備事業費			5,600	6,000
公園事業県工事負担金事業費			500	31,700
小学校L.E.D照明設置事業費			500	23,300
中学校施設設予防保全事業費			500	66,300
中学校L.E.D照明設置事業費			500	63,500
農業施設災害復旧事業費			41,100	56,800
合計			2,433,700	2,569,000



## 議案第3号

令和4年度萩市国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第3号）

令和4年度萩市の国民健康保険事業（事業勘定）特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第一条 賽入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ141,700千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,844,761千円とする。

2 岁入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

令和5年3月2日提出

萩市長 田中文夫



第1表 歳入歳出予算補正

歳入		(単位:千円)	
款	項	補正前の予算額	補正予算額
3. 県支出金		5, 097, 734	141, 700
1. 補助金		5, 097, 734	141, 700
歳入	合計	6, 703, 061	141, 700
		6, 844, 761	6, 844, 761

## 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
2. 保険給付費		4, 904, 073	141, 700	5, 045, 773
1. 療養諸費		4, 263, 413	62, 200	4, 325, 613
2. 高額療養費		620, 093	79, 500	699, 593
歳出	合計	6, 703, 061	141, 700	6, 844, 761

## 議案第4号

令和4年度萩市国民健康保険事業（直診勘定）特別会計補正予算（第3号）

令和4年度萩市の国民健康保険事業（直診勘定）特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算の補正)

第一条 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第二条 地方債の補正是、「第2表 地方債補正」による。

令和5年3月2日提出

萩市長 田中文夫



第1表 正予算補入歳入歳出

歳入		款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
3.	県支出金			20, 571	△148	20, 423
	1. 县補助金			20, 571	△148	20, 423
5.	繰入金			293, 267	△652	292, 615
	1. 一般会計繰入金			200, 820	△652	200, 168
7.	市債			52, 900	800	53, 700
	1. 市債			52, 900	800	53, 700
	歳入	合計		720, 159	0	720, 159

## 歳出

(単位：千円)

歳 出 款	項 額	補正前の予算額		補正予算額	計
		合	計		
歳出		720,159	0	720,159	720,159

第 2 表 地 方 債 款 正

起 債 の 目			上段 下段 補正前 補正後 (単位 : 千円)	
國 民 健 康 保 險 事 業	( 直 診 勘 定 )	的 費	限 度	額
			53,700	52,900



## 議案第5号

### 令和4年度萩市休日急患診療事業特別会計補正予算（第3号）

令和4年度萩市の休日急患診療事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

#### （歳入歳出予算の補正）

第一条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ108千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98,102千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月2日提出

萩市長 田 中 文 夫



第1表 正補予算出入口歳入

		(単位:千円)		
		項	補正前の予算額	補正予算額
	款			計
5.	繰入金		70, 762	108
	1. 一般会計繰入金		70, 762	108
	合	計	97, 994	108
	歳入		98, 102	98, 102

## 歳出

(単位：千円)

款		項	補正前の予算額	補正予算額	計
4. 諸支出金			0	108	108
	1. 償還金及び還付加算金		0	108	108
歳	出	合 計	97,994	108	98,102

## 議案第6号

### 令和4年度萩市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和4年度萩市の介護保険事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

#### （歳入歳出予算の補正）

第一条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,587千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,191,000千円とする。

2　歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表　歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月2日提出

萩市長　田中文夫



第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入		項	補正前の予算額	補正予算額	計
9.	諸収入		23,731	4,587	28,318
	2. 雜入		23,570	4,587	28,157
	合計		6,186,413	4,587	6,191,000

## 歳 出

(単位：千円)

款		項	補 正 前 の 予 算 額	補 正 予 算 額	計
4.	基金積立金		2 6 0	4 3 0	6 9 0
	1. 基金積立金		2 6 0	4 3 0	6 9 0
5.	諸支出金		6 4, 5 5 6	4, 1 5 7	6 8, 7 1 3
	1. 賃置金及び還付加算金		6 4, 5 5 6	3, 8 0 3	6 8, 3 5 9
	2. 繰出金		0	3 5 4	3 5 4
	歳 出 合 計		6, 1 8 6, 4 1 3	4, 5 8 7	6, 1 9 1, 0 0 0

**議案第 7 号**

令和 5 年度萩市一般会計予算

令和 5 年度萩市一般会計予算を別冊のとおり定めることについて、市議会の議決を求める。

令和 5 年 3 月 2 日提出

萩市長 田 中 文 夫



**議案第 8 号**

令和 5 年度萩市土地取得事業特別会計予算

令和 5 年度萩市土地取得事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、  
市議会の議決を求める。

令和 5 年 3 月 2 日提出

萩市長 中文夫



**議案第 9 号**

令和 5 年度萩市国民健康保険事業（事業勘定）特別会計予算

令和 5 年度萩市国民健康保険事業（事業勘定）特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、市議会の議決を求める。

令和 5 年 3 月 2 日提出

萩市長 中文夫



**議案第 10 号**

令和 5 年度萩市国民健康保険事業（直診勘定）特別会計予算

令和 5 年度萩市国民健康保険事業（直診勘定）特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、市議会の議決を求める。

令和 5 年 3 月 2 日提出

萩市長 中文夫



**議案第 11 号**

令和 5 年度萩市休日急患診療事業特別会計予算

令和 5 年度萩市休日急患診療事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、市議会の議決を求める。

令和 5 年 3 月 2 日提出

萩市長 中文夫



**議案第12号**

令和5年度萩市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和5年度萩市後期高齢者医療事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、市議会の議決を求める。

令和5年3月2日提出

萩市長 田 中 文 夫



**議案第 13 号**

令和 5 年度萩市介護保険事業特別会計予算

令和 5 年度萩市介護保険事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、  
市議会の議決を求める。

令和 5 年 3 月 2 日提出

萩市長 中文夫



**議案第 14 号**

令和 5 年度萩市水道事業会計予算

令和 5 年度萩市水道事業会計予算を別冊のとおり定めることについて、市議会の議決を求める。

令和 5 年 3 月 2 日提出

萩市長 中文夫



**議案第 15 号**

令和 5 年度萩市下水道事業会計予算

令和 5 年度萩市下水道事業会計予算を別冊のとおり定めることについて、市議会の議決を求める。

令和 5 年 3 月 2 日提出

萩市長 中文夫



**議案第 16 号**

令和 5 年度萩市病院事業会計予算

令和 5 年度萩市病院事業会計予算を別冊のとおり定めることについて、市議会の議決を求める。

令和 5 年 3 月 2 日提出

萩市長 中文夫



## 議案第 17 号

### 萩市佐々並地区交流促進施設の設置及び管理に関する条例

令和 5 年 3 月 2 日提出

萩市長 田 中 文 夫

### 萩市佐々並地区交流促進施設の設置及び管理に関する条例

#### (設置)

第 1 条 佐々並地区の交流人口及び関係人口の拡大並びに定住促進を図るため、  
萩市佐々並地区交流促進施設（以下「交流促進施設」という。）を設置する。

#### (位置)

第 2 条 交流促進施設の位置は、萩市大字佐々並 2656 番地 1 とする。

#### (使用の許可)

第 3 条 交流促進施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならぬ。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 市長は、前項の使用の許可について必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

#### (使用の制限)

第 4 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 交流促進施設の施設又は設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる物品若しくは動物の類を携帯する者であると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、交流促進施設の管理上支障があると認められるとき。

(許可の取消し等)

第5条 市長は、第3条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、使用を停止し、又は使用許可の条件を変更することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用許可に付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。
- (4) 災害その他やむを得ない事由により使用ができないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき。

2 前項の規定により処分を受けた場合において、使用者が受ける損害については、市はその責めを負わない。

(使用料)

第6条 使用者は、別表に定める額の使用料を前納しなければならない。ただし、市長が後納を認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第7条 市長は、特に必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰さない理由により交流促進施設を使用できないとき又は市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(特別の設備)

第9条 使用者は、交流促進施設に特別な設備を設け、又は設備を変更してはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を得たときは、この限りでない。

(権利譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、交流促進施設の使用に係る権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、交流促進施設の使用が終了したとき、又は第5条の規定により使用の許可を取り消されたときは、直ちに設備その他を原状に復さなければ

ばならない。

(損害賠償)

第12条 使用者は、交流促進施設の施設又は設備等を損傷し、又は滅失したときは、市長の指示により、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

施設使用料				冷暖房使用料
午前 ( 9 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0 )	午後 ( 1 2 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 )	夜間 ( 1 7 : 0 0 ~ 2 2 : 0 0 )	延長使用 1 時間当たり	1 時間当たり
5 2 0 円	8 8 0 円	8 8 0 円	1 7 0 円	1 5 0 円

- 1 市内在住の者が営利目的で使用する場合の施設使用料は、入場料を徴収しない場合は1.5倍、徴収する場合は2倍の金額とする。
- 2 市外在住の者が非営利目的で使用する場合の施設使用料は、入場料を徴収しない場合は1.5倍、徴収する場合は2倍の金額とする。
- 3 市外在住の者が営利目的で使用する場合の施設使用料は、入場料を徴収しない場合は2.5倍、徴収する場合は3倍の金額とする。
- 4 施設の延長使用及び冷暖房使用の場合において、使用時間に1時間未満の端数が生じた場合には、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。ただし、冷暖房使用の場合において、使用時間が1時間未満の場合は、1時間とする。
- 5 使用料の金額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。



## **議案第18号**

萩市職員定数条例の一部を改正する条例

令和5年3月2日提出

萩市長 田 中 文 夫

### **萩市職員定数条例の一部を改正する条例**

萩市職員定数条例（平成17年萩市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、公平委員会」を削る。

第2条第2号中「92人」を「103人」に改め、同条中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、「計 985人」を「計 995人」に改める。

### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。



## 議案第19号

萩市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

令和5年3月2日提出

萩市長 田 中 文 夫

### 萩市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

萩市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年萩市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項を次のように改める。

次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から35年以内の期間、採用後規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、第2号及び第3号に掲げる職に係るものにあっては資格免許（採用された職の資格免許をいう。以下同じ。）取得の日から10年内の期間、資格免許取得の日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

- (1) 医療職給料表（1）の適用を受ける職員の職 月額 414,800円
- (2) 医療職給料表（2）の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額 30,000円
- (3) 医療職給料表（3）の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額 20,000円

### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。



## 議案第20号

萩市手数料条例の一部を改正する条例

令和5年3月2日提出

萩市長 田 中 文 夫

### 萩市手数料条例の一部を改正する条例

萩市手数料条例(平成17年萩市条例第66号)の一部を次のように改正する。

別表第1認可地縁団体に関する証明手数料の項の次に次のように加える。

行政不服審査法(平成26年法律第68号)第38条第1項(同法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合及び他の法律の規定において準用する場合を含む。)の規定による書面若しくは書類を複写機により用紙に複写したもの又は電磁的記録に記録された事項を用紙に出力したものの交付手数料	1枚につき 10円(カラーで複写し、又は出力したものにあっては、1枚につき 50円) ただし、用紙の両面に複写し、又は出力したものにあっては、片面を1枚として手数料の額を算定する。
--	---

別表第1建築物等の許可に関する事務の部建築物建築等許可申請手数料の款建築基準法第53条の2第1項第3号又は第4号(同法第57条の5第3項において準用する場合を含む。)の規定による建築物の敷地面積の許可の項の次に次のように加える。

建築基準法第55条第3項の規定による建築物の高さに関する特例の許可	1件につき	160,000円
-----------------------------------	-------	----------

別表第1建築物等の許可に関する事務の部建築物建築等許可申請手数料の款中「建築基準法第55条第3項各号」を「建築基準法第55条第4項各号」に改め、同款建築基準法第57条の4第1項ただし書の規定による建築物の高さの許可の項の次に次のように加える。

建築基準法第58条第2項の規定に	1件につき	160,000円
------------------	-------	----------

による建築物の高さに関する特例の許可		
--------------------	--	--

別表第1建築物等の許可に関する事務の部建築物建築等許可申請手数料の款建築基準法第86条第3項の規定による建築物の位置及び建蔽率、容積率、各部分の高さその他の構造に関する特例の許可の項中「238,000円」を「243,000円」に改め、同款建築基準法第86条第4項の規定による建築物の位置及び建蔽率、容積率、各部分の高さその他の構造に関する特例の許可の項中「238,000円」を「243,000円」に、「既存建築物を除く。」を「建築等に係るものに限る。」に改め、同款建築基準法第86条の2第2項の規定による一敷地内認定建築物以外の建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の項中「一敷地内認定建築物以外の建築物」を「新築に係る一敷地内認定建築物以外の建築物又は増築等に係る一敷地内認定建築物」に、「238,000円」を「243,000円」に、「一敷地内認定建築物を除く。」を「新築又は増築等に係るものに限る。」に改め、同款建築基準法第86条の2第3項の規定による一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の許可の項中「建築の許可」を「新築又は一敷地内許可建築物の増築等の許可」に、「238,000円」を「243,000円」に、「一敷地内許可建築物を除く。」を「新築又は増築等に係るものに限る。」に改め、同款建築基準法第86条の5第1項の規定による建築物の許可の取消しの項中「6,400円」を「6,500円」に改める。

別表第1建築物等の認定に関する事務の部建築認定等申請手数料の款建築基準法第44条第1項第3号の規定による建築の認定の項の次に次のように加える。

建築基準法第52条第6項第3号の規定による建築物の容積率に関する特例の認定	1件につき	27,000円
---------------------------------------	-------	---------

別表第1建築物等の認定に関する事務の部建築認定等申請手数料の款建築基準法第86条第1項の規定による建築物に関する特例の認定の項中「78,000円」を「79,000円」に、同款建築基準法第86条第2項の規定による建築物に関する特例の認定の項中「78,000円」を「79,000円」に、「既存建築物を除く。」を「建築等に係るものに限る。」に改め、同款建築基準法第86条の2第1項の規定による一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の項中

「建築の認定」を「新築又は一敷地内認定建築物の増築等の認定」に、「78,000円」を「79,000円」に、「一敷地内認定建築物を除く。」を「新築又は増築等に係るものに限る。」に改め、同款建築基準法第86条の5第1項の規定による建築物の認定の取消しの項中「6,400円」を「6,500円」に改める。

別表第1建築物等の認定に関する事務の部低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の款都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この款及び次款において「法」という。）第53条の規定による「低炭素建築物新築等計画」の認定の項（備考を含む。）を次のとおり改める。

都市の 低炭素 化の促 進に関 する法 律（平 成24 年法律 第84 号。以 下この 款及び 次款に おいて 「法」 とい う。） 第53 条の規 定によ る「低	1 戸建ての住 宅（建築物エネル ギー消費性能基 準等を定める省 令（平成28年經 済産業省令・國土 交通省令第1号。 以下この款から 建築物エネルギー ー消費性能向上 計画変更認定申 請手数料の款に おいて「省令」と いう。）第10条 第2号イ（2）及 び同号ロ（2）に 定める基準（以下 この款から建築 物エネルギー消 費性能向上計画 変更認定申請手	床面積の合計が200m <sup>2</sup> 未 満のもの 1件につき	20,000円
		床面積の合計が200m <sup>2</sup> 以 上のもの 1件につき	24,000円

炭素建 築物新 築等計 画」の 認定	数料の款において「誘導仕様基準」という。)による認定に係るものに限る。)		
	2 1戸建ての住宅（誘導仕様基準による認定に係るもの）を除く。)	床面積の合計が200m <sup>2</sup> 未満のもの 1件につき	39,000円
		床面積の合計が200m <sup>2</sup> 以上のもの 1件につき	47,000円
	3 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分（誘導仕様基準による認定に係るものに限る。）	申請に係る戸数が1戸のもの 1件につき	24,000円
		申請に係る戸数が2戸以上5戸以下のもの 1件につき	56,000円
		申請に係る戸数が6戸以上10戸以下のもの 1件につき	66,000円
	申請に係る戸数が11戸以上25戸以下のもの 1件につき	申請に係る戸数が11戸以上25戸以下のもの 1件につき	89,000円
		申請に係る戸数が26戸以上50戸以下のもの 1件につき	126,000円
	申請に係る戸数が51戸以上100戸以下のもの 1件につき	申請に係る戸数が51戸以上100戸以下のもの 1件につき	199,000円
		申請に係る戸数が101戸 1件につき	325,000円

	以上 200 戸以下のもの 1 件につき	
	申請に係る戸数が 201 戸 以上 300 戸以下のもの 1 件につき	437,000 円
	申請に係る戸数が 301 戸 以上のもの 1 件につき	451,000 円
4 共同住宅等又 は複合建築物に 係る住宅部分 (誘導仕様基準 による認定に係 るものと除く。)	申請に係る戸数が 1 戸のも の 1 件につき	47,000 円
	申請に係る戸数が 2 戸以上 5 戸以下のもの 1 件につき	127,000 円
	申請に係る戸数が 6 戸以上 10 戸以下のもの 1 件につき	142,000 円
	申請に係る戸数が 11 戸以 上 25 戸以下のもの 1 件につき	187,000 円
	申請に係る戸数が 26 戸以 上 50 戸以下のもの 1 件につき	257,000 円
	申請に係る戸数が 51 戸以 上 100 戸以下のもの 1 件につき	396,000 円
	申請に係る戸数が 101 戸 以上 200 戸以下のもの 1 件につき	653,000 円
	申請に係る戸数が 201 戸	895,000 円

	以上300戸以下のもの 1件につき	
	申請に係る戸数が301戸 以上のもの 1件につき	915,000円
5 非住宅建築物 又は複合建築物 に係る非住宅部 分（以下この款 から建築物エネ ルギー消費性能 向上計画変更認 定申請手数料の 款において「非 住宅建築物等」 という。）のう ち工場等の用に 供する部分	床面積の合計が300m <sup>2</sup> 未 満のもの 1件につき	115,000円
	床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以 上1,000m <sup>2</sup> 未満のもの 1件につき	150,000円
	床面積の合計が1,000m <sup>2</sup> 以上2,000m <sup>2</sup> 未満のもの 1件につき	188,000円
	床面積の合計が2,000m <sup>2</sup> 以上5,000m <sup>2</sup> 未満のもの 1件につき	290,000円
	床面積の合計が5,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満のも の 1件につき	372,000円
	床面積の合計が10,000 m <sup>2</sup> 以上25,000m <sup>2</sup> 未満の もの 1件につき	443,000円
	床面積の合計が25,000 m <sup>2</sup> 以上のもの 1件につき	515,000円
6 非住宅建築物 等のうち工場等	床面積の合計が300m <sup>2</sup> 未 満のもの	253,000円

の用に供する部分以外の部分	1 件につき 床面積の合計が 3 0 0 m <sup>2</sup> 以上 1 , 0 0 0 m <sup>2</sup> 未満のもの	3 2 6 , 0 0 0 円
	1 件につき 床面積の合計が 1 , 0 0 0 m <sup>2</sup> 以上 2 , 0 0 0 m <sup>2</sup> 未満のもの	4 0 2 , 0 0 0 円
	1 件につき 床面積の合計が 2 , 0 0 0 m <sup>2</sup> 以上 5 , 0 0 0 m <sup>2</sup> 未満のもの	5 6 9 , 0 0 0 円
	1 件につき 床面積の合計が 5 , 0 0 0 m <sup>2</sup> 以上 1 0 , 0 0 0 m <sup>2</sup> 未満のもの	6 9 7 , 0 0 0 円
	1 件につき 床面積の合計が 1 0 , 0 0 0 m <sup>2</sup> 以上 2 5 , 0 0 0 m <sup>2</sup> 未満のもの	8 2 2 , 0 0 0 円
	1 件につき 床面積の合計が 2 5 , 0 0 0 m <sup>2</sup> 以上のもの	9 3 5 , 0 0 0 円
備考		
<p>1 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分について申請する場合の手数料の金額は、当該共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分の戸数に応じ 3 又は 4 に定める額と当該共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分のうち共用部分の床面積を非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分の床面積とみなした場合の当該床面積の合計に応じ 5 に定める額を合算した金額とする。</p> <p>2 非住宅建築物等について申請する場合の手数料の金額は、当該非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分の床面積の合計に応じ 5 に定める額と当該非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分以外の部分の床面積の合計</p>		

に応じ6に定める額を合算した金額とする。

3 複合建築物の建築物全体について申請する場合の手数料の金額は、備考1の例により算定した額と備考2の例により算定した額を合算した金額とする。

4 1に係る申請書に、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の登録住宅性能評価機関（以下この款から建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の款までにおいて「登録住宅性能評価機関」という。）が作成した当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号（法第55条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この款及び次款において「適合証」という。）又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 200m<sup>2</sup>未満のもの 15,000円

(2) 200m<sup>2</sup>以上のもの 19,000円

5 2に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 200m<sup>2</sup>未満のもの 34,000円

(2) 200m<sup>2</sup>以上のもの 42,000円

6 3に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 1戸のもの 19,000円

(2) 2戸以上5戸以下のもの 46,000円

(3) 6戸以上10戸以下のもの 50,000円

(4) 11戸以上25戸以下のもの 62,000円

(5) 26戸以上50戸以下のもの 81,000円

(6) 51戸以上100戸以下のもの 119,000円

- (7) 101戸以上200戸以下のもの 198,000円
- (8) 201戸以上300戸以下のもの 277,000円
- (9) 301戸以上のもの 280,000円

7 4に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 1戸のもの 42,000円
- (2) 2戸以上5戸以下のもの 117,000円
- (3) 6戸以上10戸以下のもの 126,000円
- (4) 11戸以上25戸以下のもの 160,000円
- (5) 26戸以上50戸以下のもの 212,000円
- (6) 51戸以上100戸以下のもの 316,000円
- (7) 101戸以上200戸以下のもの 526,000円
- (8) 201戸以上300戸以下のもの 735,000円
- (9) 301戸以上のもの 744,000円

8 5に係る申請書に、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この款から建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の款までにおいて「法」という。）第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下この款から建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の款までにおいて「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 300m<sup>2</sup>未満のもの 105,000円
- (2) 300m<sup>2</sup>以上1,000m<sup>2</sup>未満のもの 134,000円
- (3) 1,000m<sup>2</sup>以上2,000m<sup>2</sup>未満のもの 161,000円
- (4) 2,000m<sup>2</sup>以上5,000m<sup>2</sup>未満のもの 210,000円
- (5) 5,000m<sup>2</sup>以上10,000m<sup>2</sup>未満のもの 245,000円
- (6) 10,000m<sup>2</sup>以上25,000m<sup>2</sup>未満のもの 283,000円

(7) 25,000m<sup>2</sup>以上のもの 315,000円

9 6に係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 300m<sup>2</sup>未満のもの 243,000円

(2) 300m<sup>2</sup>以上1,000m<sup>2</sup>未満のもの 310,000円

(3) 1,000m<sup>2</sup>以上2,000m<sup>2</sup>未満のもの 375,000円

(4) 2,000m<sup>2</sup>以上5,000m<sup>2</sup>未満のもの 489,000円

(5) 5,000m<sup>2</sup>以上10,000m<sup>2</sup>未満のもの 570,000円

(6) 10,000m<sup>2</sup>以上25,000m<sup>2</sup>未満のもの 662,000円

(7) 25,000m<sup>2</sup>以上のもの 735,000円

10 備考1の場合における申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、備考6又は7の例により算定した額と備考8の例により算定した額を合算した額とする。

11 備考2の場合における申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、備考8の例により算定した額と備考9の例により算定した額を合算した額とする。

12 備考3の場合における申請書に、登録住宅性能評価機関であり、かつ、登録建築物エネルギー消費性能判定機関であるもの（以下この款から建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の款までにおいて「登録判定評価機関」という。）が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、備考10の例により算定した額と備考11の例により算定した額を合算した額とする。

13 法第54条第2項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、この表に規定する建築物等確認申請手数料の金額に相当する額を前記の手数料の金額に加算した額とする。

別表第1建築物等の認定に関する事務の部低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の款法第55条の規定による「低炭素建築物新築等計画」の変更の認定の項（備考を含む。）を次のとおり改める。

法 第 5 5 条 の 規 定 に よる「低 炭 素 建 築 物 新 築 等 計 画」の変 更 の 認 定	1 1 戸 建て の 住 宅 (誘導仕様基 準による認定に 係るものに限 る。)	床面積の合計が 200 m <sup>2</sup> 未 満のもの 1 件につき	10,000 円
		床面積の合計が 200 m <sup>2</sup> 以 上のもの 1 件につき	12,000 円
	2 1 戸 建て の 住 宅 (誘導仕様基 準による認定に 係るものを除 く。)	床面積の合計が 200 m <sup>2</sup> 未 満のもの 1 件につき	21,000 円
		床面積の合計が 200 m <sup>2</sup> 以 上のもの 1 件につき	24,000 円
	3 共同住宅等又 は複合建築物に 係る住宅部分 (誘導仕様基準 による認定に係 るものに限る。)	変更に係る戸数が 1 戸のも の 1 件につき	12,000 円
		変更に係る戸数が 2 戸以上 5 戸以下のもの 1 件につき	28,000 円
		変更に係る戸数が 6 戸以上 10 戸以下のもの 1 件につき	33,000 円
	変更に係る戸数が 11 戸以 上 25 戸以下のもの 1 件につき	変更に係る戸数が 11 戸以 上 25 戸以下のもの 1 件につき	45,000 円
		変更に係る戸数が 26 戸以 上 50 戸以下のもの 1 件につき	64,000 円
	変更に係る戸数が 51 戸以 上 100 戸以下のもの 1 件につき	変更に係る戸数が 51 戸以 上 100 戸以下のもの 1 件につき	100,000 円

	変更に係る戸数が 101戸 以上 200戸以下のもの 1件につき	164,000円
	変更に係る戸数が 201戸 以上 300戸以下のもの 1件につき	219,000円
	変更に係る戸数が 301戸 以上のもの 1件につき	226,000円
4 共同住宅等又 は複合建築物に 係る住宅部分 (誘導仕様基準 による認定に係 るものを除く。)	変更に係る戸数が 1戸のも の 1件につき	24,000円
	変更に係る戸数が 2戸以上 5戸以下のもの 1件につき	64,000円
	変更に係る戸数が 6戸以上 10戸以下のもの 1件につき	71,000円
	変更に係る戸数が 11戸以 上 25戸以下のもの 1件につき	94,000円
	変更に係る戸数が 26戸以 上 50戸以下のもの 1件につき	130,000円
	変更に係る戸数が 51戸以 上 100戸以下のもの 1件につき	198,000円
	変更に係る戸数が 101戸 以上 200戸以下のもの 1件につき	328,000円

	変更に係る戸数が 201 戸 以上 300 戸以下のもの 1 件につき	448,000 円
	変更に係る戸数が 301 戸 以上のもの 1 件につき	458,000 円
5 非住宅建築物 等のうち工場等 の用に供する部 分	床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> 未 満のもの 1 件につき	58,000 円
	床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> 以 上 1,000 m <sup>2</sup> 未満のもの 1 件につき	75,000 円
	床面積の合計が 1,000 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満の もの 1 件につき	95,000 円
	床面積の合計が 2,000 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 未満の もの 1 件につき	146,000 円
	床面積の合計が 5,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満 のもの 1 件につき	187,000 円
	床面積の合計が 10,000 m <sup>2</sup> 以上 25,000 m <sup>2</sup> 未満 のもの 1 件につき	222,000 円
	床面積の合計が 25,000 m <sup>2</sup> 以上のもの	258,000 円

	1 件につき	
6 非住宅建築物 等のうち工場等 の用に供する部 分以外の部分	床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> 未 満のもの  1 件につき	127, 000 円
	床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> 以 上 1, 000 m <sup>2</sup> 未満のもの  1 件につき	163, 000 円
	床面積の合計が 1, 000 m <sup>2</sup> 以上 2, 000 m <sup>2</sup> 未満の もの  1 件につき	202, 000 円
	床面積の合計が 2, 000 m <sup>2</sup> 以上 5, 000 m <sup>2</sup> 未満の もの  1 件につき	284, 000 円
	床面積の合計が 5, 000 m <sup>2</sup> 以上 10, 000 m <sup>2</sup> 未満 のもの  1 件につき	349, 000 円
	床面積の合計が 10, 000 m <sup>2</sup> 以上 25, 000 m <sup>2</sup> 未満 のもの  1 件につき	410, 000 円
	床面積の合計が 25, 000 m <sup>2</sup> 以上のもの  1 件につき	468, 000 円
備考		
1 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分について申請する場 合の手数料の金額は、当該共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部 分の戸数に応じ 3 又は 4 に定める額と当該共同住宅等又は複合建		

築物に係る住宅部分のうち共用部分の床面積を非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分の床面積とみなした場合の当該床面積の合計に応じ5に定める額を合算した金額とする。

- 2 非住宅建築物等について申請する場合の手数料の金額は、当該非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分の床面積の合計に応じ5に定める額と当該非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分以外の部分の床面積の合計に応じ6に定める額を合算した金額とする。
- 3 複合建築物の建築物全体について申請する場合の手数料の金額は、備考1の例により算定した額と備考2の例により算定した額を合算した金額とする。
- 4 1に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。
  - (1) 200m<sup>2</sup>未満のもの 7,000円
  - (2) 200m<sup>2</sup>以上のもの 9,000円
- 5 2に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。
  - (1) 200m<sup>2</sup>未満のもの 18,000円
  - (2) 200m<sup>2</sup>以上のもの 21,000円
- 6 3に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる変更に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。
  - (1) 1戸のもの 9,000円
  - (2) 2戸以上5戸以下のもの 23,000円
  - (3) 6戸以上10戸以下のもの 25,000円

	(4) 11戸以上25戸以下のもの 31,000円
	(5) 26戸以上50戸以下のもの 41,000円
	(6) 51戸以上100戸以下のもの 60,000円
	(7) 101戸以上200戸以下のもの 100,000円
	(8) 201戸以上300戸以下のもの 139,000円
	(9) 301戸以上のもの 140,000円
7	4に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる変更に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。
	(1) 1戸のもの 21,000円
	(2) 2戸以上5戸以下のもの 59,000円
	(3) 6戸以上10戸以下のもの 63,000円
	(4) 11戸以上25戸以下のもの 80,000円
	(5) 26戸以上50戸以下のもの 107,000円
	(6) 51戸以上100戸以下のもの 158,000円
	(7) 101戸以上200戸以下のもの 264,000円
	(8) 201戸以上300戸以下のもの 368,000円
	(9) 301戸以上のもの 372,000円
8	5に係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。
	(1) 300m <sup>2</sup> 未満のもの 53,000円
	(2) 300m <sup>2</sup> 以上1,000m <sup>2</sup> 未満のもの 67,000円
	(3) 1,000m <sup>2</sup> 以上2,000m <sup>2</sup> 未満のもの 81,000円
	(4) 2,000m <sup>2</sup> 以上5,000m <sup>2</sup> 未満のもの 106,000円
	(5) 5,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満のもの 123,000円
	(6) 10,000m <sup>2</sup> 以上25,000m <sup>2</sup> 未満のもの 142,000円
	(7) 25,000m <sup>2</sup> 以上のもの 158,000円

9 6に係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 300m<sup>2</sup>未満のもの 122,000円
- (2) 300m<sup>2</sup>以上1,000m<sup>2</sup>未満のもの 155,000円
- (3) 1,000m<sup>2</sup>以上2,000m<sup>2</sup>未満のもの 188,000円
- (4) 2,000m<sup>2</sup>以上5,000m<sup>2</sup>未満のもの 244,000円
- (5) 5,000m<sup>2</sup>以上10,000m<sup>2</sup>未満のもの 285,000円
- (6) 10,000m<sup>2</sup>以上25,000m<sup>2</sup>未満のもの 330,000円
- (7) 25,000m<sup>2</sup>以上のもの 368,000円

10 備考1の場合における申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、備考6又は7の例により算定した額と備考8の例により算定した額を合算した額とする。

11 備考2の場合における申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、備考8の例により算定した額と備考9の例により算定した額を合算した額とする。

12 備考3の場合における申請書に、登録判定評価機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、備考10の例により算定した額と備考11の例により算定した額を合算した額とする。

13 法第55条第2項の規定において準用する法第54条第2項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、この表に規定する建築物等確認申請手数料の金額に相当する額を前記の手数料の金額に加算した金額とする。

別表第1建築物等の認定に関する事務の部建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料の款中「非住宅建築物又は複合建築物に係る非住宅部分（以下この款から建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の款までにおいて「非住宅建築物等」という。）」を「非住宅建築物等」に、「建築物エネルギー

消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号）」を「省令」に改め、同部建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の款法第34条に規定する「建築物エネルギー消費性能向上計画」の認定の項を次のように改める。

法 第 3 4 条に 規 定 す る「建 築 物 エ ネ ル ギ 一 消 費 性 能 向 上 計 画」の 認 定	1 非住宅建築物 等（省令第10 条第1号イ（2） 及び同号ロ（2） に定める基準 (以下この款及 び次款において 「モデル建物法 基準」という。) による認定に係 るものに限る。）	床面積の合計が300m <sup>2</sup> 未 満のもの 1件につき	98,000円
		床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以 上1,000m <sup>2</sup> 未満のもの 1件につき	129,000円
		床面積の合計が1,000 m <sup>2</sup> 以上2,000m <sup>2</sup> 未満の もの 1件につき	170,000円
		床面積の合計が2,000 m <sup>2</sup> 以上5,000m <sup>2</sup> 未満の もの 1件につき	279,000円
		床面積の合計が5,000 m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 のもの 1件につき	345,000円
		床面積の合計が10,000 m <sup>2</sup> 以上25,000m <sup>2</sup> 未満 のもの 1件につき	485,000円
	2 非住宅建築物	床面積の合計が25,000 m <sup>2</sup> 以上のもの 1件につき	562,000円
		床面積の合計が300m <sup>2</sup> 未 満のもの 1件につき	173,000円

等（モデル建物 法基準による認定に係るものと 除く。）	満のもの 1件につき	
	床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以上1,000m <sup>2</sup> 未満のもの 1件につき	234,000円
	床面積の合計が1,000m <sup>2</sup> 以上2,000m <sup>2</sup> 未満のもの 1件につき	300,000円
	床面積の合計が2,000m <sup>2</sup> 以上5,000m <sup>2</sup> 未満のもの 1件につき	469,000円
	床面積の合計が5,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満のもの 1件につき	568,000円
	床面積の合計が10,000m <sup>2</sup> 以上25,000m <sup>2</sup> 未満のもの 1件につき	763,000円
3 1戸建ての住宅（誘導仕様基準による認定に係るものに限る。）	床面積の合計が200m <sup>2</sup> 未満のもの 1件につき	20,000円
	床面積の合計が200m <sup>2</sup> 以上のもの 1件につき	21,000円

4 1戸建ての住宅（誘導仕様基準による認定に係るもの）を除く。）	床面積の合計が 200 m <sup>2</sup> 未満のもの 1件につき	39,000円
	床面積の合計が 200 m <sup>2</sup> 以上のもの 1件につき	43,000円
5 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分であって、共用部分の誘導設計1次エネルギー消費量を算出するもの（誘導仕様基準による認定に係るものに限る。）	申請に係る戸数が 4戸以下のもの 1件につき	162,000円
	申請に係る戸数が 5戸以上 15戸以下のもの 1件につき	181,000円
	申請に係る戸数が 16戸以上 45戸以下のもの 1件につき	233,000円
	申請に係る戸数が 46戸以上のもの 1件につき	311,000円
6 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分であって、共用部分の誘導設計1次エネルギー消費量を算出するもの（誘導仕様基準による認定に係るもの）を除く。）	申請に係る戸数が 4戸以下のもの 1件につき	237,000円
	申請に係る戸数が 5戸以上 15戸以下のもの 1件につき	269,000円
	申請に係る戸数が 16戸以上 45戸以下のもの 1件につき	363,000円
	申請に係る戸数が 46戸以上のもの 1件につき	516,000円

7 共同住宅等又 は複合建築物に 係る住宅部分で あって、共用部 分の誘導設計 1 次エネルギー消 費量を算出しな いもの（誘導仕 様基準による認 定に係るものに 限る。）	申請に係る戸数が 4 戸以下 のもの 1 件につき	53,000 円
	申請に係る戸数が 5 戸以上 15 戸以下のもの 1 件につき	73,000 円
	申請に係る戸数が 16 戸以 上 45 戸以下のもの 1 件につき	125,000 円
	申請に係る戸数が 46 戸以 上のもの 1 件につき	203,000 円
8 共同住宅等又 は複合建築物に 係る住宅部分で あって、共用部 分の誘導設計 1 次エネルギー消 費量を算出しな いもの（誘導仕 様基準による認 定に係るものを 除く。）	申請に係る戸数が 4 戸以下 のもの 1 件につき	129,000 円
	申請に係る戸数が 5 戸以上 15 戸以下のもの 1 件につき	161,000 円
	申請に係る戸数が 16 戸以 上 45 戸以下のもの 1 件につき	255,000 円
	申請に係る戸数が 46 戸以 上のもの 1 件につき	408,000 円
備考		
1 2 以上の建築物について申請する場合の手数料の金額は、当該建築物ごと に算定する。		
2 複合建築物の建築物全体について、申請する場合の手数料の金額は、当該 複合建築物に係る非住宅部分の床面積の合計に応じ 1 又は 2 に定める額と当 該複合建築物に係る住宅部分の戸数に応じ 5 から 8 までのいずれかに定める		

額を合算した額とする。

3 1に係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した当該申請に係る法第35条第1項各号（法第36条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この款及び次款において「誘導基準適合証」という。）の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 300m<sup>2</sup>未満のもの 88,000円
- (2) 300m<sup>2</sup>以上1,000m<sup>2</sup>未満のもの 113,000円
- (3) 1,000m<sup>2</sup>以上2,000m<sup>2</sup>未満のもの 143,000円
- (4) 2,000m<sup>2</sup>以上5,000m<sup>2</sup>未満のもの 199,000円
- (5) 5,000m<sup>2</sup>以上10,000m<sup>2</sup>未満のもの 218,000円
- (6) 10,000m<sup>2</sup>以上25,000m<sup>2</sup>未満のもの 325,000円
- (7) 25,000m<sup>2</sup>以上のもの 362,000円

4 2に係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 300m<sup>2</sup>未満のもの 163,000円
- (2) 300m<sup>2</sup>以上1,000m<sup>2</sup>未満のもの 218,000円
- (3) 1,000m<sup>2</sup>以上2,000m<sup>2</sup>未満のもの 273,000円
- (4) 2,000m<sup>2</sup>以上5,000m<sup>2</sup>未満のもの 389,000円
- (5) 5,000m<sup>2</sup>以上10,000m<sup>2</sup>未満のもの 441,000円
- (6) 10,000m<sup>2</sup>以上25,000m<sup>2</sup>未満のもの 603,000円
- (7) 25,000m<sup>2</sup>以上のもの 670,000円

5 3に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 200m<sup>2</sup>未満のもの 15,000円

(2) 200m<sup>2</sup>以上のもの 16,000円

6 4に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 200m<sup>2</sup>未満のもの 34,000円

(2) 200m<sup>2</sup>以上のもの 38,000円

7 5に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの 152,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの 161,000円

(3) 16戸以上45戸以下のもの 188,000円

(4) 46戸以上のもの 231,000円

8 6に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの 227,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの 249,000円

(3) 16戸以上45戸以下のもの 318,000円

(4) 46戸以上のもの 436,000円

9 7に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの 43,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの 53,000円

(3) 16戸以上45戸以下のもの 80,000円

(4) 46戸以上のもの 123,000円

10 8に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの 119,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの 141,000円

(3) 16戸以上45戸以下のもの 210,000円

(4) 46戸以上のもの 328,000円

11 備考2の場合に係る申請書に、登録判定評価機関が作成した誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、備考3又は4の例により算定した額と備考7から10までのいずれかの例により算定した額を合算した額とする。

12 法第35条第2項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、この表に規定する建築物等確認申請手数料の金額に相当する額を前記の手数料の金額に加算した金額とする。

別表第1建築物等の認定に関する事務の部建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の款法第41条に規定する「建築物エネルギー消費性能」の認定の項中「(i)」及び「(ii)」を削り、同項備考1中「当該複合建築物のうち非住宅部分」を「当該複合建築物に係る非住宅部分」に、「当該複合建築物のうち住戸の部分」を「当該複合建築物に係る住宅部分」に、同部建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の款法第36条に規定する「建築物エネルギー消費性能向上計画」の認定の項（備考を含む。）を次のように改める。

法 第 3 6 条 に 規 定 す る「建 築 物 エ ネ ル ギ 一 消 費 性	1 非住宅建築 物等（モデル建 物法基準によ る認定に係る ものに限る。）	床面積の合計が300m <sup>2</sup> 未満 のもの 1件につき	50,000円
		床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以上 1,000m <sup>2</sup> 未満のもの 1件につき	65,000円
		床面積の合計が1,000m <sup>2</sup>	86,000円

能向上 計画変 更」の認 定	以上 2, 000 m <sup>2</sup> 未満のもの 1 件につき	
	床面積の合計が 2, 000 m <sup>2</sup> 以上 5, 000 m <sup>2</sup> 未満のもの 1 件につき	1 4 0 , 0 0 0 円
	床面積の合計が 5, 000 m <sup>2</sup> 以上 10, 000 m <sup>2</sup> 未満のも の 1 件につき	1 7 3 , 0 0 0 円
	床面積の合計が 10, 000 m <sup>2</sup> 以上 25, 000 m <sup>2</sup> 未満の もの 1 件につき	2 4 3 , 0 0 0 円
	床面積の合計が 25, 000 m <sup>2</sup> 以上のもの 1 件につき	2 8 2 , 0 0 0 円
	2 非住宅建築 物等（モデル建 物法基準による 認定に係るも のを除く。）	床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> 未満 のもの 1 件につき
	床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> 以上 1, 000 m <sup>2</sup> 未満のもの 1 件につき	1 1 7 , 0 0 0 円
	床面積の合計が 1, 000 m <sup>2</sup> 以上 2, 000 m <sup>2</sup> 未満のもの 1 件につき	1 5 1 , 0 0 0 円
	床面積の合計が 2, 000 m <sup>2</sup> 以上 5, 000 m <sup>2</sup> 未満のもの 1 件につき	2 3 5 , 0 0 0 円
	床面積の合計が 5, 000 m <sup>2</sup> 以上 10, 000 m <sup>2</sup> 未満のも の	2 8 5 , 0 0 0 円

	の 1 件につき	
	床面積の合計が 1 0 , 0 0 0 $m^2$ 以上 2 5 , 0 0 0 $m^2$ 未満の もの 1 件につき	3 8 2 , 0 0 0 円
	床面積の合計が 2 5 , 0 0 0 $m^2$ 以上のもの 1 件につき	4 3 5 , 0 0 0 円
3 1 戸建ての 住宅（誘導仕様 基準による認定 に係るものに限 る。）	床面積の合計が 2 0 0 $m^2$ 未満 のもの 1 件につき	1 0 , 0 0 0 円
	床面積の合計が 2 0 0 $m^2$ 以上 のもの 1 件につき	1 1 , 0 0 0 円
4 1 戸建ての 住宅（誘導仕様 基準による認定 に係るもの除去 く。）	床面積の合計が 2 0 0 $m^2$ 未満 のもの 1 件につき	2 1 , 0 0 0 円
	床面積の合計が 2 0 0 $m^2$ 以上 のもの 1 件につき	2 3 , 0 0 0 円
5 共同住宅等 又は複合建築物 に係る住宅部分 であって、共用 部分の誘導設計 1 次エネルギー 消費量を算出す るもの（誘導仕	申請に係る戸数が 4 戸以下の もの 1 件につき	8 1 , 0 0 0 円
	申請に係る戸数が 5 戸以上 1 5 戸以下のもの 1 件につき	9 1 , 0 0 0 円
	申請に係る戸数が 1 6 戸以上 4 5 戸以下のもの	1 1 8 , 0 0 0 円

様基準による認定に係るものに限る。)	1 件につき 申請に係る戸数が 4 戸以上のもの	
	1 件につき 申請に係る戸数が 4 戸以下のもの	1 5 6 , 0 0 0 円
6 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分であって、共用部分の誘導設計1 次エネルギー消費量を算出するもの（誘導仕様基準による認定に係るもの）を除く。）	申請に係る戸数が 4 戸以下のもの	1 1 9 , 0 0 0 円
	1 件につき 申請に係る戸数が 5 戸以上 15 戸以下のもの	1 3 5 , 0 0 0 円
	1 件につき 申請に係る戸数が 16 戸以上 45 戸以下のもの	1 8 3 , 0 0 0 円
	1 件につき 申請に係る戸数が 46 戸以上のもの	2 5 9 , 0 0 0 円
	1 件につき 申請に係る戸数が 4 戸以下のもの	2 7 , 0 0 0 円
7 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分であって、共用部分の誘導設計1 次エネルギー消費量を算出しないもの（誘導仕様基準による認定に係るもの）を限る。）	申請に係る戸数が 5 戸以上 15 戸以下のもの	3 6 , 0 0 0 円
	1 件につき 申請に係る戸数が 16 戸以上 45 戸以下のもの	6 3 , 0 0 0 円
	1 件につき 申請に係る戸数が 46 戸以上のもの	1 0 2 , 0 0 0 円
	1 件につき 申請に係る戸数が 4 戸以下のもの	6 5 , 0 0 0 円
	申請に係る戸数が 4 戸以下のもの	

物に係る住宅部分であって、共用部分の誘導設計 1 次エネルギー消費量を算出しないもの（誘導仕様基準による認定に係るものを除く。）	1 件につき 申請に係る戸数が 5 戸以上 15 戸以下のもの 1 件につき 申請に係る戸数が 16 戸以上 45 戸以下のもの 1 件につき 申請に係る戸数が 46 戸以上のもの 1 件につき	
	申請に係る戸数が 5 戸以上 15 戸以下のもの 1 件につき 申請に係る戸数が 16 戸以上 45 戸以下のもの 1 件につき 申請に係る戸数が 46 戸以上のもの 1 件につき	81,000 円
	申請に係る戸数が 16 戸以上 45 戸以下のもの 1 件につき 申請に係る戸数が 46 戸以上のもの 1 件につき	129,000 円
	申請に係る戸数が 46 戸以上のもの 1 件につき	204,000 円

#### 備考

- 1 2 以上の建築物について申請する場合の手数料の金額は、当該建築物ごとに算定する。
- 2 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物を追加する場合の当該他の建築物に係る手数料の金額は、前記の手数料の金額にかかわらず、この項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の金額に相当する額とする。
- 3 複合建築物の建築物全体について、申請する場合の手数料の金額は、当該複合建築物に係る非住宅部分の床面積の合計に応じ 1 又は 2 に定める額と当該複合建築物に係る住宅部分の戸数に応じ 5 から 8 までのいずれかに定める額を合算した額とする。
  - 4 1 に係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。
    - (1)  $300\text{ m}^2$ 未満のもの 45,000 円
    - (2)  $300\text{ m}^2$ 以上  $1,000\text{ m}^2$ 未満のもの 56,000 円
    - (3)  $1,000\text{ m}^2$ 以上  $2,000\text{ m}^2$ 未満のもの 72,000 円
    - (4)  $2,000\text{ m}^2$ 以上  $5,000\text{ m}^2$ 未満のもの 100,000 円
    - (5)  $5,000\text{ m}^2$ 以上  $10,000\text{ m}^2$ 未満のもの 109,000 円

(6) 10,000m<sup>2</sup>以上25,000m<sup>2</sup>未満のもの 163,000円

(7) 25,000m<sup>2</sup>以上のもの 182,000円

5 2に係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 300m<sup>2</sup>未満のもの 82,000円

(2) 300m<sup>2</sup>以上1,000m<sup>2</sup>未満のもの 108,000円

(3) 1,000m<sup>2</sup>以上2,000m<sup>2</sup>未満のもの 137,000円

(4) 2,000m<sup>2</sup>以上5,000m<sup>2</sup>未満のもの 195,000円

(5) 5,000m<sup>2</sup>以上10,000m<sup>2</sup>未満のもの 221,000円

(6) 10,000m<sup>2</sup>以上25,000m<sup>2</sup>未満のもの 302,000円

(7) 25,000m<sup>2</sup>以上のもの 335,000円

6 3に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 200m<sup>2</sup>未満のもの 7,000円

(2) 200m<sup>2</sup>以上のもの 8,000円

7 4に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 200m<sup>2</sup>未満のもの 18,000円

(2) 200m<sup>2</sup>以上のもの 20,000円

8 5に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの 76,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの 81,000円

(3) 16戸以上45戸以下のもの 95,000円

(4) 46戸以上のもの 116,000円

9 6に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの 114,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの 125,000円

(3) 16戸以上45戸以下のもの 160,000円

(4) 46戸以上のもの 219,000円

10 7に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの 22,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの 26,000円

(3) 16戸以上45戸以下のもの 40,000円

(4) 46戸以上のもの 62,000円

11 8に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの 60,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの 71,000円

(3) 16戸以上45戸以下のもの 106,000円

(4) 46戸以上のもの 164,000円

12 備考3の場合に係る申請書に、登録判定評価機関が作成した誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、備考4又は5の例により算定した額と備考8から11までのいずれかの例により算定した額を合算した額とす

る。

13 法第36条第2項において準用する法第35条第2項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、この表に規定する建築物等確認申請手数料の金額に相当する額を前記の手数料の金額に加算した金額とする。

## 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第1建築物等の認定に関する事務の部低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の款から、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の款までの改正規定は、公布の日から施行する。



## **議案第21号**

萩市基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

令和5年3月2日提出

萩市長 田 中 文 夫

### **萩市基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例**

萩市基金の設置及び管理に関する条例（平成20年萩市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第3号ア中「とき」の次に「（ウに該当する場合を除く。）」を加え、同号に次のように加える。

ウ 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関する寄附金を当該事業の財源に充てるとき。

別表第1(21)あなたのふるさと萩応援基金の項中「人々」を「者」に改め、同表に次のように加える。

(23) 萩市学校給食基金	学校給食費の助成に資するため
---------------	----------------

### **附 則**

この条例は、公布の日から施行する。



## **議案第 22 号**

萩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

令和 5 年 3 月 2 日提出

萩市長 田 中 文 夫

## **萩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例**

萩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める  
条例（平成 26 年萩市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 26 条を次のように改める。

第 26 条 削除

### **附 則**

この条例は、公布の日から施行する。



## 議案第23号

萩市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

令和5年3月2日提出

萩市長 田中文夫

### 萩市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

萩市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年萩市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用

乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業所を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第10条中「設置するときは、」の次に「その行う保育に支障がない場合に限り、」を加え、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

### 第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて

利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。



## 議案第24号

萩市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

令和5年3月2日提出

萩市長 田中文夫

### 萩市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

萩市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年萩市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者

の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下の条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

附 則

(施行規日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の第6条の2の規定の適用については、当該規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

## **議案第 25 号**

萩市在宅介護支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

令和 5 年 3 月 2 日提出

萩市長 田 中 文 夫

### **萩市在宅介護支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例**

萩市在宅介護支援センターの設置及び管理に関する条例（平成 17 年萩市条例第 131 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表萩市在宅介護支援センターあさひの項位置の欄中「明木 2937 番地 1」を「佐々並 2493 番地 4」に改める。

#### **附 則**

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。



## 議案第26号

萩市国民健康保険条例の一部を改正する条例

令和5年3月2日提出

萩市長 田 中 文 夫

### 萩市国民健康保険条例の一部を改正する条例

萩市国民健康保険条例（平成17年萩市条例第138号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「40万8千円」を「48万8千円」に改める。

第14条第1項第1号中「100分の46」を「100分の48」に改め、同項第2号中「100分の30」を「100分の35」に改め、同項第3号ア中「100分の24」を「100分の17」に改める。

第19条の6第1項第1号中「100分の46」を「100分の48」に改め、同項第2号中「100分の30」を「100分の35」に改め、同項第3号ア中「100分の24」を「100分の17」に改める。

第19条の12中「20万円」を「22万円」に改める。

第24条第1項第1号中「100分の46」を「100分の48」に改め、同項第2号中「100分の30」を「100分の35」に改め、同項第3号中「100分の24」を「100分の17」に改める。

第29条第1項第2号中「28万5千円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5千円」に改め、同項第3項中「20万円」を「22万円」に改める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の萩市国民健康保険条例第5条第1項の規定は、令和5年4月1日以後に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額について適

用し、同日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の萩市国民健康保険条例第6章の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

## **議案第 27 号**

萩市火葬場条例の一部を改正する条例

令和 5 年 3 月 2 日提出

萩市長 田 中 文 夫

### **萩市火葬場条例の一部を改正する条例**

萩市火葬場条例（平成 17 年萩市条例第 149 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表田万川火葬場の項を削る。

第 3 条第 2 項及び第 4 条第 2 項中「、田万川火葬場」を削る。

別表中「田万川火葬場、」を削る。

### **附 則**

この条例は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。



**議案第28号**

萩博物館条例の一部を改正する条例

令和5年3月2日提出

萩市長 田 中 文 夫

**萩博物館条例の一部を改正する条例**

萩博物館条例（平成17年萩市条例第282号）の一部を次のように改正する。

第1条中「博物館法（昭和26年法律第285号）第18条の規定に基づき、」を削る。

**附 則**

この条例は、令和5年4月1日から施行する。



## **議案第 29 号**

萩市公平委員会設置条例を廃止する条例

令和 5 年 3 月 2 日提出

萩市長 田 中 文 夫

### **萩市公平委員会設置条例を廃止する条例**

萩市公平委員会設置条例（平成 17 年萩市条例第 12 号）は、廃止する。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。  
(萩市職員の職員団体の登録に関する条例の廃止)
- 2 萩市職員の職員団体の登録に関する条例（平成 17 年萩市条例第 43 号）は、  
廃止する。  
(萩市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)
- 3 萩市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和 2 年萩市条例第 35  
号）の一部を次のように改正する。  
第 2 条第 3 号中「公平委員会の委員、」を削る。  
(萩市情報公開条例の一部改正)
- 4 萩市情報公開条例（平成 17 年萩市条例第 29 号）の一部を次のように改正  
する。  
第 2 条第 1 号中「、公平委員会」を削る。  
(萩市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)
- 5 萩市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年萩市条例第 18 号）の  
一部を次のように改正する。  
第 2 条第 1 項中「、公平委員会」を削る。  
附則第 2 項中「17 年」の次に「萩市」を加える。  
附則第 9 項中「法」を削る。  
(萩市報酬及び費用弁償条例の一部改正)

6 萩市報酬及び費用弁償条例（平成17年萩市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第4号及び第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号から第23号までを2号ずつ繰り上げ、同条第3項中「第1項第19号から第22号」を「第1項第17号から第20号」に改める。

第3条第2項中「前条第1項第9号、第11号、第13号、第14号及び第16号」を「前条第1項第7号、第9号、第11号、第12号及び第14号」に改め、同条第3項中「前条第1項第14号及び第15号」を「前条第1項第12号及び第13号」に改める。

附則第4項中「第2条第1項第1号から第4号」を「第2条第1項第1号から第3号」に改める。

（萩市実費弁償条例の一部改正）

7 萩市実費弁償条例（平成17年萩市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

**議案第30号**

萩市行政不服審査に関する条例を廃止する条例

令和5年3月2日提出

萩市長 田 中 文 夫

**萩市行政不服審査に関する条例を廃止する条例**

萩市行政不服審査に関する条例（平成28年萩市条例第1号）は、廃止する。

**附 則**

この条例は、令和5年4月1日から施行する。



**議案第 31 号**

萩市萩往還夏木原交流施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

令和 5 年 3 月 2 日提出

萩市長 田 中 文 夫

**萩市萩往還夏木原交流施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例**

萩市萩往還夏木原交流施設の設置及び管理に関する条例（平成 24 年萩市条例第 1 号）は、廃止する。

**附 則**

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。



## **議案第32号**

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を次のとおり変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、市議会の議決を求める。

令和5年3月2日提出

萩市長 田 中 文 夫

# 総合整備計画書

山口県萩市見島本村辺地  
(辺地の人口551人・面積4.0km<sup>2</sup>)

## 1 辺地の概況

### (1) 辺地を構成する町又は字の名称

いくらげ、うね、そせ婦、なごうた、なごう田、浦地、横畠、王神、下坂下り、下城ヶ原、下杖畠、下大平、下中山、下尾山、下蓑干、下老ノ木、河原畠、角畠、茅ノ内、久保田、宮崎、堅田、見田、後通り、江良、荒谷、高見山、高上、山口、山崎、寺山、住吉、小柄作、上ノ山、上杖畠、上大平、上中山、上蓑干、神田、吹戸、瀬畠、瀬付、瀬附、正覚坊、西遠田、西栗畠、西赤穂津、西大内、西樽見、西通り、西払子、石原、石原畠、扇畠、前尾山、草谷、蔵干、蔵崎、打越、大角畠、大久保、大歳、大谷、大峠、棚ヶ上、中小路、中尾山、天女、田屋、田尻、東赤穂津、東大内、東通り、東払子、南赤穂津、南払子、八町八反、晚台山、晚臺山、樋ノ口、俵畠、苗代、平瀬、別屋、片く、片尻、法入道、北坂下り、北正覚坊、北尾山、槇、満ぜ、名切、明屋、明氏田、木ノ口、目崎、薬師畠、藪作り、遊禰、老ノ木

(2) 地域の中心の位置 萩市見島19番地8

(3) 辺地度点数 231点

## 2 公共的施設の整備を必要とする事情

本土（浜崎港）から北方44.3kmの日本海西部に浮かぶ孤立小型の離島である。

交通機関は、1日2～3往復の定期船が就航し、約70分で辺地と本土を結んでいる。産業は農業及び漁業が中心で、これに観光業が付随している。

これまで生活基盤施設や教育文化施設の整備、農水産業振興のための諸事業を推進してきたが、今後さらに生活環境等の整備を推進し、生活文化水準の向上を図る必要がある。

既存の超音波画像診断装置は平成21年度に整備し、経過年数は法定耐用年数6年を大きく超えている。画像が劣化しており、メーカーも保守サービスを終了している。診療所において提供する医療サービスの質と安全性を担保するために、整備が必要である。

### 3 公共施設の整備計画

令和3年度から令和7年度まで5年間

(単位：千円)

施設名	主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
診療施設	萩市	10,945	5,472	5,473	5,300
情報通信施設	萩市	30,200		30,200	19,900
共同牛舎施設	萩市	64,391	32,195	32,196	32,100
集会施設	萩市	6,011		6,011	5,400
合計		111,547	37,667	73,880	62,700

# 総合整備計画書

山口県萩市見島宇津辺地  
(辺地の人口152人・面積2.6km<sup>2</sup>)

## 1 辺地の概況

### (1) 辺地を構成する町又は字の名称

うな神、お駒、がん佛、はぶ、むくわ、宇津崎、榎ヶ久保、塩坪、下いつ森、下はぶ、下蟹穴、下石原畠、下石戸、下蔵床、下昼谷、下和木、蟹穴、葛尾、久保滝山、九戸瀬、駒、駒山、見ノ口、古牧、高州、砂見田、才並、坂ノ畠、三谷、山田、七日町、宗津、小今、小作、庄司畠、上塩坪、上蟹穴、上古牧、上三谷、上神畠、上石原畠、上石戸、上滝山、上昼谷、上浜、上和木、水穴、船戸、走り下り、蔵床、大竹、大田、大田ヶ上、滝山、中お駒、中はぶ、中鋸、中山田、中石戸、中滝山、中浜、昼谷、長谷、道ノ田、峠蔵床、南いつ森、南うな神、南山田、浜、北いつ森、北坂ノ畠、北蔵床、北滝山、来栖、礒神畠

(2) 地域の中心の位置 萩市見島1834番地7

(3) 辺地度点数 302点

## 2 公共的施設の整備を必要とする事情

見島は、本土（浜崎港）から北方44.3kmの日本海西部に浮かぶ孤立小型の離島で、島の南側の本村地区と北側の宇津地区から成り立っている。

見島と本土を結ぶ交通機関として、1日2～4往復の定期船が就航しており、当該辺地内の宇津港と本土との所要時間は約80分である。また、島の産業は、農業及び漁業を中心であり、これに観光業が付随している。

当該辺地内において、これまで生活基盤施設や交通施設の整備等の諸事業を実施してきたが、今後さらに生活環境等の整備を推進し、生活文化水準の向上を図る必要がある。

### 3 公共施設の整備計画

令和4年度から令和8年度まで5年間

(単位：千円)

施設名	事業 主体名	区分 事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
市道神畠線	萩市	168,000		168,000	168,000
合 計		168,000		168,000	168,000

# 総合整備計画書

山口県萩市大島辺地  
(辺地の人口 652人・面積 2.5km<sup>2</sup>)

## 1 辺地の概況

### (1) 辺地を構成する町又は字の名称

しとふせ、たこの瀬、たたか瀬、ニリ原、沖手、花津良、巻詰、丸山、宮ノ脇、櫛毛、山角、枝迫、寺山、持山、芝原、焼竹、常村、水ノ上、清ヶ久保、石組、赤はげ、川ノ上、大久保、大能、中尾、長磯、長迫、長畠、長浜、塚小勢、辻山、田渕河地、斗麦、東川地、堂庄原、奈良木、鉢ヶ尾、美ノ小瀬、平原、平畠、壁ノ上、片山、片尾、法花屋敷、毛無、蓼原

### (2) 地域の中心の位置 萩市大島31番地

### (3) 辺地度点数 133点

## 2 公共的施設の整備を必要とする事情

本土（浜崎港）から北方9.0kmの日本海西部に浮かぶ外海本土近接型の離島である。

交通機関は、1日4～5往復の定期船が就航し、約25分で辺地と本土を結んでいる。人口は、辺地の南部に密集しており、産業は、農業及び漁業依存型の構造となっている。

これまで生活基盤施設や教育文化施設、道路の整備、農水産業振興のための諸事業を推進してきたが、今後さらに生活環境等の整備を推進し、生活文化水準の向上を図る必要がある。

老朽化している公民館、出張所及び診療所の建て替えにデイサービス施設を併せ、大島複合施設として一体的に整備することで、島民が安心して生活できるサービス提供体制を整えるとともに、施設の維持管理の効率化を図る。

防災行政無線は、恒常的な行政情報の案内のみではなく、自然災害、テロ、国民保健、感染症等の危機発生時に緊急情報発信手段として活用される。大島複合施設整備に伴い、屋外拡声子局を新設する。

### 3 公共施設の整備計画

令和3年度から令和7年度まで5年間

(単位：千円)

施設名	主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
防災行政無線	萩市	15,982		15,982	15,900
公民館	萩市	100,711		100,711	100,700
老人福祉施設	萩市	45,385		45,385	22,600
診療施設	萩市	122,668	25,772	96,896	96,600
合計		284,746	25,772	258,974	235,800

# 総合整備計画書

山口県萩市相島辺地  
(辺地の人口140人・面積1.7km<sup>2</sup>)

## 1 辺地の概況

### (1) 辺地を構成する町又は字の名称

カフロク、こふろく、スマト、安台、井ノ上、永見、於市ヶ森、奥山、下屋崎、火ノ舟、火舟、開作、貝津、鎧所、宮ノ甲、牛ヶ久保、京園端、京坊、教円畠、後、高平、高平口、合ノ前、根瀧、坂ノ上、三好、志和津、寺ノ上、寺之上、篠竹、小桑、小森、小池、松葉、乘越、常井、須本、水ヶ平、生垣、赤刎、川、船戸、船津、大ビラ、大山、大迫、大畠、大品畠、大平、大磯、中畠、中尾、長見、長迫、陳勢、田畠、登年、入海、入海瀧平、尻尻、平曾、平渕、網代作り、網代瀧平、野々井、林

### (2) 地域の中心の位置 萩市相島168番地2

### (3) 辺地度点数 231点

## 2 公共的施設の整備を必要とする事情

相島は本土（浜崎港）から北方14.2kmの日本海西部に浮かぶ外海本土近接型の離島である。

交通機関は、1日3往復の定期船が就航し、約40分で辺地と本土を結んでいる。人口は辺地の南東部に密集しており、産業は、葉タバコやスイカ等の農業を中心で、これに浅海の水産業が付随した構造となっている。

これまで生活基盤施設や教育文化施設の整備、農水産業振興のための諸事業を推進してきたが、今後さらに生活環境や消防施設等の整備を推進し、生活文化水準の向上を図る必要がある。

### 3 公共施設の整備計画

令和2年度から令和6年度まで5年間

(単位：千円)

施設名	事業 主体名	区分 事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
情報通信施設	萩市	10,703	4,122	6,581	6,500
飲用水供給施設	萩市	12,900		12,900	6,400
渡船施設	萩市	30,000		30,000	30,000
合計		53,603	4,122	49,481	42,900

# 総合整備計画書

山口県萩市中小川辺地  
(辺地の人口188人・面積8.7km<sup>2</sup>)

## 1 辺地の概況

### (1) 辺地を構成する町又は字の名称

三明下、横畠、三明中、三明西、姥ヶ迫、三明上、弥谷尻、大久保、吉原、はざま、鳥井原、水間、大野地、小名屋敷、中木屋、中ノ坪、稔添、嘉門田西、山根、はさま、鍛治屋、助四郎下、見竹、代宮屋、炭久保中、大藏庵、坪ノ内、迫ノ浴、土居、大浴下、大倉原上、大倉原中、土井川尻、土居川尻、鶴ヶ迫、尾崎、尾崎、大浴口、古和久、こみどろ、保尺、高岩下タ、町田、梨ノ木、石井手、中神田、大歳浴、竹ノ内、馬場、馬場平、清水、いたち原、中屋敷、上神田、奥畑、迫向、山根上、水口、細野、細野平、繩手本西、中後山、松尾、峠大元、正道、小平、細野下、森ヶ浴、大向、中村下、下障子山、後山、高岩岡、堤、長浴、徳谷、竹悟棒、古屋河内下、土井、土安、木ノ尾、越ヶ原、寺ノ前、八千町中、新田土ノ尾、小平下、繩手ノ本、古屋河内、細野上、崩崖、正地山口、大迫、吉ヶ原平、笹ヶ浴、正地山、長谷、甲亀、堀田ヶ迫、下正地山、中村上、長沢、佛ヶ塙、長沢上、大工田中、八千町前、正地山中、松尾東、油之尻、川尻、大工田、惣光寺、大倉原下、樋ノ口、藏屋元、嘉門田下、小本、左ノ口、的場、市向下、三百田、みぶるい、ふじかせ、市向上、畠田、炭久保、ふしの木、梨ノ木川手、吉ヶ原下、馬場下、梨ノ木下、下神田、姥居田、中河原、松尾下、新土手、細野中、吉ヶ迫、曾祢田、西平、向山中、大工田下、二又、迫、流田、馬路、原ノ前、小桶、国ヶ塙下、寄合谷下、向屋敷、八千町東、平原、丸竹、竹ヶ浴、鳴谷、畑、森中江、手水谷口、井ノ木迫、芋尻、小平上、鶴ヶ迫上、小田ヶ浴、炭久保上、小平中、朝尻、滑川、大内原、堤下、南ヶ谷口、生名ヶ臺尻、後山尻、茶臼山、松尾南、三十田、鹿堀、若宮、弥谷、生名ヶ臺東、甲亀口、生名ヶ台西、神宮、国ヶ塙上、江後、生名ヶ台東、身道ヶ浴、明正、後谷、生名ヶ台、手水谷、炭久保下、甲亀塙、大久保上、上ノ原、国ヶ塙、迫ヶ浴、正地山上、神原、長澤、南ヶ谷、中弥谷、上後山、見道免、高畑、上弥谷、南長沢、桐ヶ浴、扇畠上、井手平、櫻ヶ塙、向山、大藏庵、才ヶ塙、寺屋敷、引地、浴畠、掛ヶ平、向山上、大浴塙東平、鍛治屋、魚切上、大浴、下弥谷、向山下、吉原平、寺畠、高岩、横屋浴、助四郎、寺畠尻、下堂ノ尾、栃木、橋ヶ迫、下荒神、古屋河内上、青木藪、歴侯、上荒神、馬取、原山、和田平、荒神、八千町、さこ平、觀音ヶタキ、三明、城平、甲亀上、吹上、上八千町、大塙、さこ、神田、ウサギヤブ、堂才、明ヶ迫、堂ノ尾、真木、勉藪、三明掛、光福寺火ノ迫平、掛平、出合、要害、大元、吉ヶ原、堂ノ浴、下平、魚切、横尾、繩手本東、扇畠下、徳万、中村、間かり、河尻、今

道、今立、古畠、柳井迫、アヤケ迫、河畠上、まかり、寺畠、河内ヶ迫、黒岩平、シダ山、あやヶ迫、細野和田、勝負ヶ浴、成谷、荒神堺、横道、後谷上、有田ヶ浴、才ノ堺、才ノ堺杉ノ浴、才ヶ堀東平、光福寺才ヶ堀、うつき添、火ノ口、才ヶ峠、ヤナイ迫、ソバ山、栃木上、堂ノ浴東、堺大元、魚切下、カジヶ迫、寄合谷上、八千町北、小立山、溝畠、南長澤、堂ノ浴西、堂ノ浴上、魚切中、登尾、八千町西、八千町南、平床、竹ノ浴、堂ノ浴尻、亥の子ヶ谷、笹ヶ堀、扇畠、正下、山久保、火ノ口山、栃木川平、狐臺、曾根田、黒岩下、黒岩奥、中ノ浴、狐尾、枡ヶ浴、枡ヶ浴下、入道ヶ浴、介四郎、大浴東平、小田元、村市、轉岩、三ツ頭、土井平、寄合谷、六計、長羽山、轉石、川尻り、瀧ノ平、市ヶ倉、嶽山、長澤上、二又上、森ヶ迫、黒岩、七廻り、中神宮、船木ノ浴、寄合寄下、沢田、茅ヶ平、神宮浴、坊主ヶ堀、上障子山、扇田、大歳原川上、孤臺、堂ノ浴下、鍛治ヶ迫上、鍛治ヶ迫中、鍛治ヶ迫下、笹藪根下、笹藪根中、笹藪根上、入道ヶ浴下、入道ヶ浴上、皆尾、鶴無、鶴無西、鶴無下、大浴東、カエヶ堀、芋ヶ堀、笹藪根東、鶴無南、土井上、久保田、七曲り、中尾、小木ノ尾、間ヶ利、大平、真木平、梨ノ木川平、笹藪根下、新宮、光福寺、三吉畠、立山添、桜ヶ堀、まがり、マキ、森中

(2) 地域の中心の位置 萩市大字中小川667番地16

(3) 辺地度点数 181点

## 2 公共的施設の整備を必要とする事情

中小川辺地は、市中心部から約3.2km北東の、農業が基幹産業の中山間地域に位置している。公共交通機関は、令和2年度から民営のバスが廃止路線となり、地域住民の生活に支障を来していることから、地域住民の移動用車両整備等の交通手段の確保が求められている。

また、近年では、若年層の流出による人口減少、高齢化の進展等に伴い、地域の担い手が不足しており、生活基盤の維持、確保等が課題となっている。

そのため、中小川辺地においては、農業等の産業の振興及び地域住民の安全・安心な生活環境の整備を推進することにより、生活文化水準の向上を図り、地域格差の是正に取り組む必要がある。

防火水槽は、消防水利不便地区を解消し、消防力を強化することで地域の安全性を向上させ、地域住民の安全・安心な生活環境の向上を図るため整備する必要がある。

### 3 公共施設の整備計画

令和4年度から令和8年度まで5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
消防施設	萩市	22,712	2,743	19,969	19,900
合計		22,712	2,743	19,969	19,900

# 総合整備計画書

山口県萩市下小川辺地  
(辺地の人口284人・面積12.6km<sup>2</sup>)

## 1 辺地の概況

### (1) 辺地を構成する町又は字の名称

錢神下、森崎、荒木、畠田、石佛ノ前、錢神上、鳥居原、溝下、横枕、柊西、新堀、向畠田上、畠田六瀬、梶休尻、土床上、清水、野地屋敷、畔河内、小角、横瀧西、岡平、平原西、平原東、柊南、縣、紙屋、穴ノ前、柊東、茅ヶ迫、小神田尻、岡上、保田原、横瀧道下、川井迫、柳ヶエキ、芝、土床下、赤沢、保田中、森ノ前、水正谷尻、鳩敷、弥ヶ迫東平、神畠中、中屋敷、真名ヶ浴、池尻上、宮ノエキ、柊木、柊、鑄物屋、大平、いの木、川井迫東平、平畠、名崎谷、名崎下、弥ヶ迫、川井迫奥、高津原下、高津、畠田上、塚穴、向畠田下、萩尾、名崎、箕ノ腰、名崎谷道下、川井浴、梶休頭、堂ヶ原、着ノ尾、川上、同免、浴、突廻し、長通し、長通、田屋、川井迫西平、上皇、渡樋平、渡樋平下、細野台、正清上、竹添、川上東、出田、砂田道上、出合上、細野台上、松ヶ迫、かじや田上、長浴下、かじや田、城平、的場、小畑、炭釜、岡田、森添上、森添、百ノ山、塔ノ堺、出田西、上川平、金屋、稗田、南山、竹平、水舟、新屋、有巻、瀧ヶ浴、火尻り岩、竹上、洗川、岩黒、沖ノ原、山添、寺田、神田、久保田、高津原上、川尻下、田尻東、松原下、棚田原、正清下、川尻上、小屋ヶ上、川井、上原、有巻下、下田原、松原上、岡下、名崎原、台下、杉ヶ臺、下川平、赤崎奥、油ノ木、杉ヶ臺上、川井浴奥、越堺、大歳迫、下田土居ノ内、岡部、後境中、後境上、平原、遠地平、山廻り下、下神田、後境下、大宮田、森尻り、神畠、打木添、北谷上ミ、光福寺、引地、片又、芝東平、棚田原上、掛平、古角下、砂田、長畑、五畠ノ浴尻、柳ヶ浴、大苗代、細野台下、大元、有巻尻り、河原田、出合、棚田、道善平、建畠、大谷、中ノ坪、七曲り尻、保田下、穴ノ前奥、正清浴、石ヶ谷尻り、山廻り上、梅ヶ浴下、喜藏ヶ迫、栃木、中ヶ迫、森ヶ久保、遠地、小畑下ノエキ、田尻、赤場ヶ浴、鉢ヶ原、喜藏ヶ迫、西ヶ迫、古角上、桑木田、赤尾、棚畠下、小神田、氏ヶ森下、日明井手、藤木迫、舟かづき、大飛下、金山谷尻、上ヶ山奥、大飛上、蕎麦木東平、蕎麦木東ノ平、木屋ヶ原、鷺ノ巣奥、障子畑、深田、小屋ヶ、番代下、山田、北谷尻り中、畠田下、棚田下ノ浴、山伏畑、金山谷奥、百ノ山エキ下、四ツ辻、エボシ岩、木落下、小畑下ノ浴、足谷、遠地山、大内原道下、蕎麦木中、蕎麦木、小畑上ノ溢頭、小畑上ノ浴、原、行平尻、橋ヶ迫、鉢ヶ原上、胡麻作、片平尻、萩原、橋ヶ迫奥、荻ノ尾、川平、湯舟、上ヶ山尻、笹渡瀬、橋ヶ迫北平、石ヶ谷尻、才免、百ノ山扇畠、蕎麦木奥、保田上、谷合下、谷合中、坂本、後山下、真名ヶ浴頭、どうどう、七通り、池尻道下、野地ノ堺、小平西、

長浴、大恐レ、柊向、阿がた道下、番代、大岩、保田、鑄物屋上、後山、浜居場道下、縣瓦屋、田屋平、岡上南、番代上、小屋ヶ東、西ヶ浴、竹下、小畠下ノ平、岩寄、岩崎、棚畠、大内原、鳥の巣、百ノ山出合、惣ノ田、喜藏ヶ迫赤瀧、水神川、札ヶ浴、正清奥、坂本下、坂本上、坪浴、小畠上ノ溢、梅ノ木ヶ浴、宝ノ木、田狭道上、北山代、女男岩頭、杉ヶ台、蘿のふ、蕎麦木西ノ地、森ヶ浴、渡樋平向、保ノ木、丘尼屋敷、遠目ヶ尾、尻無し、こうろぎ上、光福寺下、北谷平、小屋ヶ原、大岩尻、四ッ辻道下、木落東、水船、下田、鍛治久、掛ヶ平、五畠ノ浴、宮ヶ浴、宮ヶ溢、小三屋敷、小札ヶ浴、はけが浴、小屋ヶ東地、小焼西地下、桜ヶ塙西、森崎、森寄、宮ノ浴、鹿堀、下原、池尻り上、橋ヶ迫尻り、樅木山、眞薦、田狭道下、縣家平、貉ヶ浴、格ヶ浴、小神田頭、橋ヶ迫上、縣川尻東地、せせり田、矢代尻、葛籠浴、桜ヶ塙、片平中、七曲り上、七曲り奥、日明井出浴、下北山、七曲、ノイネバタ、錢神、七曲り西、北谷尻り上、北谷尻り下、鯛ヶ嵩、砂ヶ塙、百ノ山浴下、左ヶ浴、リケ浴、細野下、砂田西平、赤崎、棚畠上、北谷中、細野上ノ浴、棚田上ノ浴、火ノ迫、橋ヶ迫中、喜藏ヶ迫なめら津る、松山、喜太郎、金山谷東平、朶ノ本、砂田東平、こうろぎ、小焼西地、木打西、寺屋敷、小屋ヶ上、大岩中、大岩西頭、若宮、木落上、仁居屋、神畠頭、塙屋敷、鯛ヶ嵩奥、長畑奥、氏ヶ森、大飛、横瀧、櫛ヶ藪、才ヶ塙、才ヶ峠、立山ヶ浴、甲良畠、鳩藪西、鳩藪、鳩藪南、田狭、川尻東地、川尻西地、四ッ辻道上、木落西、仁イ屋、宮ノ上、宮ノ平、大岩下、細野臺下、登り尾、若宮奥、金山谷中、百ノ山エキ中、松原、才ヶ塙上、才ヶ塙道上、鯛ヶ嵩浴、若宮道下、若宮浴、鳩藪宅地平、古角東地、夫婦岩、出合東平、古角頭、古角西、五畠ノ浴頭、百ノ山浴、山廻り、大境、鳩藪下、木落北、下溜井北平、溜池平、花ノ木、道善平南、百ノ山浴中、浴頭、赤崎、西ヶ浴奥、ジイ田、木落西溜井平、道善北平、株原、北谷尻、梅ヶ浴、朶ノ溢、赤崎西平、三十ヶ浴、河原田南、宝田平、扇畠、クシヶ藪、石ヶ休、弥市田、杉ヶ浴、瀧ヶ谷、貝坪、森尻、森尻北平、馬ヶ瀧、赤崎東ノ地、名寄、火ノ尾、味噌桶、打木添頭、片平奥、こうろぎ下、遠地山ノ内、小田ヶ浴東平、錢神平、瀧ヶ谷東平、長畑觀音平、川井浴西、臺畠、大志い、貳反田、洗川上、大山、田頭西平、田頭東平、嵩ノ原、土居、古屋敷、西目ヶ塙、姥ヶ迫、卜雲、勝負ヶ浴、坂根、滑ヶ浴、杉ヶ浴東平、金山谷西平、石佛、横山、蜘蛛、北谷下ノ浴、峠屋敷、棚田平、才ノ神、才ノ神西平、百ノ山東ノ地、寺床、ジヤレ、川上溢、百ノ山塙、權現下、札ヶ塙、笹山、甚五郎淵、大浴西平、古土居、石ヶ迫、古角道上、梅木ヶ浴、有卷尻、嶽ノ原、コウロキ、山伏畑奥、浜居場道上、鷺ノ巣、亥の子ヶ谷、金筆、濱居場道上、松原中、笹原、百ノ山北エキ、椿ヶウツ、須行座、金口西平、女男岩、田万山、水正谷塙、青藪、中ノ谷奥、小恐レ、桐ノ木、蔭平、大恐、寺畠、大浴、平藪東、谷合上、長畠、塔ノ尾、浴ノ上、赤尾中山、ジヤレ、平藪東、長刀、女男岩西、塙入道、上笹渡瀧、塔ノ峠、平藪西、狸岩、湯舟奥、青藪、水正谷東平、喜藏ヶ迫鳥越、長畑中、須行座中、水呑奥、大紙屋、茂左平、濱居場道下、中ノ谷、長畑家平、北谷尻下、大溢、小平東、アセリ、須行座奥、土井藪、中ノ谷西平、長谷下、柿木塙、青藪中、青藪下、湯舟中、湯舟尻、山ノ神、黒カン子、氏ノ森、あせり、金口、金口東平、狼原、長畑家平東ノ地、穴ノ前上ノ溢、とうとう、青藪奥、グミガ浴、水正谷東地、觀音平、火尻岩、大岩黒、才年、胡麻作り、大尻岩、穴ノ前上、矢代奥、小矢代、矢代中、矢代佛

ヶ堺、矢代本浴、矢代二反田、砂畠、鑄物屋原、平畠頭、アセリ奥、岩ノ本奥、岩ノ本、開作、岡上道下、差寄、研石、桑ノ木、片平東、平藪西、大エキ奥、ふろの浴、馬隠、桑ヶ原、婦ろヶ浴上、北谷、狼原、大浴奥、矢代、小畠尻、田頭、芝平、鍛治久東平、大元ノ浴、瀧ヶ溢、於なつ畠、三吉、クヒキ、實盛、魚切、佛ヶ堺、本浴、磨石、大芝、本郷、才ヶ峠道下、大浴東平、繁松、竹ノ浴、谷合、谷合西平、谷合東平、程ヶ浴、寄合畠、小平西平、小平、小平東平、岩沓、洗川東平、どうどう東平、ふろヶ浴、下原道下、道善東平、道善西平、中ノ谷東平、宝田、池尻り、横滝西、樋体頭、桑ノ木、後境、仲ノ原、川尻ヶ上、細野臺ノ上、菰、越堺堤ノ浴

(2) 地域の中心の位置 萩市大字下小川1840番地3

(3) 辺地度点数 163点

## 2 公共的施設の整備を必要とする事情

下小川辺地は、市中心部から約3.5km北東の、農業が基幹産業の中山間地域に位置している。公共交通機関は、令和2年度から民営のバスが廃止路線となり、地域住民の生活に支障を来していることから、地域住民の移動用車両整備等の交通手段の確保が求められている。

また、近年では、若年層の流出による人口減少、高齢化の進展等に伴い、地域の担い手が不足しており、生活基盤の維持、確保等が課題となっている。

そのため、下小川辺地においては、農業等の産業の振興及び地域住民の安全・安心な生活環境の整備を推進することにより、生活文化水準の向上を図り、地域格差の是正に取り組む必要がある。

地域住民の集会及び交流施設である萩市下小川ふれあいセンターは、避難所としても活用されていることから、地域住民が安心して利用できるように整備する必要がある。

### 3 公共施設の整備計画

令和4年度から令和8年度まで5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
集会施設	萩市	9,257		9,257	9,200
合計		9,257		9,257	9,200

# 総合整備計画書

山口県萩市弥富辺地  
(辺地の人口374人・面積23.2km<sup>2</sup>)

## 1 辺地の概況

### (1) 辺地を構成する町又は字の名称

河内、東河内、中才ヶ塙、前軍場、行場、むくろじ、巻佛、中惣助、下惣助、上惣助、臺田、惣助、野地、古宮、大畠、原田、宮ヶ塙、道佛、蔭入道、中山谷、岩鼻、火竹浴、才ヶ塙、下向殿、二ノ中山谷、上向殿、中向殿、山ノ神、松尾谷、金口、三積、湯生田、橋ノ本、長浴、杉山、休ノ本、森ヶ原、才ヶ塙尻、下亥ノ迫尻、河ヶ浴、奥畠、長畠、下須通、下奥畠、崩ヶ塙、上須通、芝、柚ノ木、有ノ木、女山塙、中奥畠、法師ヶ浴、松原、迫、畠田、山下、下浴、亥ノ迫、賀納松、小田、亥ノ迫尻、田ノ口浴、田ノ口、田屋、郷六、上土居、中土居、附廻、杁な、上亥ノ迫、炭山、落山、下河原、野々元、大工屋敷、奈古地、札ヶ尾、上大坪、深浴、中開作、下才ヶ塙、西河内、鍛治屋敷、観音原、山谷、登り尾、下大崩、焼暮、大崩、桧ノ木、中村、下大坪、須通り、宮ノ奥、大道平、中馬場、大久保、堤、志ば、東堤、北堤、上山崎、稻田、地蔵元、王子ヶ前、平治郎、竹ノ内、山崎、下土居、仙田、代山、大所、青柿、代明、熊ヶ谷、大坪、惣治郎、臺山、柿澄、無久呂地、奈古屋、大町、藪ヶ浴、長分、坂根、須通、昆布口、石佛、大平、屋敷田、南久保、開作、赤迫、善神、中坪、堂ノ前、岸ヶ本、萩原、亥ノ尻、赤土、深田、鳥屋ノ前、岩ヶ本、舟ヶ浴、神田、仮足、八ヶ久保、鳥越、清水、半ノ田、榎ノ木田、違田、道ノ前、中河原、行成、姥屋敷、下亥ノ迫、土居、段ノ原、瀧ヶ迫、神出、土井手、上下河原、上落山、下ノ馬場、亀ノ甲、恵美須ヶ森、上野地、館、軍場、樋口、丹波ヶ浴、法印給、金町、善才、法印絵、中堤、青木、屋形、向河内、古坂、芋ヶ浴、石ヶ休、下ノ浴、太布ノ木、水上、鳥帽子明、堂ノ本、中野地、廣間、湯蓋、い毛ヶ浴、樋木奥、中野、登尾、明見、筈ヶ塙、焼場、エボシ明、中亥ノ迫、向殿、な古地、いづらぐち、栗ノ浴、古屋ヶ原、大橋、掛ノ下、たぶの木、大浴、森ヶ塙、着ノ浴、中山、恵ぼし方、山神、臺ノ田、焼餅塙、田ノ口塙、廣ノ儀、蔭入道浴、地蔵元、平ノ尻、かじ屋敷、木屋ヶ原、橋本、ひノ木、榎木田、小谷、小谷口、川平、鬼岩、神田、田原、中塙、狸平、臺、牛船、下畠、亀ノ甲、狐尾、掛平、栃木、竹ノ尾、大迫、柿ノ木原、堤下、阿城、郷ノ前、宮ノ下、伊織ヶ浴、坂辻、黒杭、向原、上市、中市、鍛治屋、井手平、桑原、石原、樋口、上穴久保、樺ヶ浴、佛ヶ塙、上樺ヶ浴、本浴、當ヶ浴、平畠、流田、下本浴、生勅防、河内畠、寺田、下當ヶ浴、下佛ヶ塙、滑迫、軍場、下城ヶ谷、青木ヶ本、鹿遊、北行成、立平、横屋、榎田、河内神、鳥越、丸山、中ノ坪、柳川、横屋原、一ノ谷、名主分、長濱、中入、下穴久保、真

名ノ臺、真名臺、境、中藪、足平、大坪、大森、朴、上小田、いら尾、坂根、牛ヶ迫、下神白、木城河内、須賀、障子ヶ迫、岡、陰平、堂ヶ原、榎木田、蛇ノ尾、古森、黒岩、姥喰、石ヶ本、たぶがう津、上一ノ谷、大谷、原竹、突抜、さな口、上神防、小垣、楮原、南行成、向河内、椎ノ木堺、浴田、畔畑、南谷、水上、大田、大野、中尾、蔭平、括り木、神畠、牛畠、神白、五反田、入野、上古川、すげヶ迫、高江堺、森下、松ヶ尾立山ノ尾、松ヶ尾、弥迫、向山清水ノ平、梅ノ木堺、三原ヶ迫、通迫、上田中、あんの浴、遠田、下中村、安ノ浴尻、板潜、道永、下松、中村、爐迫、石切ヶ堺、金谷東側、大橋、茶畑浴、向山、下田中、水神森、とちの木、車坂、下市、當ノ上、沖田、荒神原、ひぢり河内、寺屋敷、金谷、かづら、がふとう、藪尻、室ヶ谷、火ノ迫、岩ヶ本、白別當、禮ヶ堺、大浴、小竹原、椿ヶ本、火渡、堺ノ原、松ヶ迫、水呉川、西ヶ浴、上大淵、ヤ治ヶ迫、猿屋、たたみ原、溝落、さるや、たたみ、六分一、永屋、寺尾、當ノ浴、森、下森沖、後、熊ヶ堺、中隠居、上森沖、水神川、ぬた久保、野中、和田、藤木、水船、杉臺、寺ノ前、上ノ岡、安要寺、上神白、西、芝、水久保、岩ヶ元、木戸岩、明権寺、一万、田尻、礼ヶ堺、たゝみ、つか尾、大堺、登屋、ゆるぎ橋、漆畑、切抜、眞名ヶ平、扇畠、うるし畠、添畠、上土居、いはい免、堺浴、溝下、竹のはな、上和田、古川、龍權堂、中河原、下田尻、とび可す、下狸平、つが尾、小坂、ださい、下古川、蒲原、井手ヶ原、生觀坊、山ノ堺、合鳴、安ノ浴、上合鳴、上本浴、屋敷畑、よりやヶ迫、浴平、榎ノ木、流田浴、防主田、團子石、石井手、だんご石、浴、寿げヶ迫、大滑、岡山、入防、水谷、大津、森原、上古森、中藪、下森、久兵衛奥、上佛ヶ堺、芋ヶ浴、熊ヶ岳、丸小山北側、古屋、志をれ、しづりヶ浴、流田川端、提頭、天神平、當ヶ原、保曾浴、木屋ヶ浴、奥木屋ヶ浴、高平、滑、瀧根、及谷北側、八久保、引屋敷、長浴、大道平、林原、藤木宮ノ尾、懸平、吉部ヶ也、及谷南側、藤木堺、藤木堺上平、及谷奥板替、寺野前、善ヶ平、狸穴、小田、丸小山東側、丸小山南側、上和田北側、水谷東平、桑ノ木田、桑ノ木田、岸高、森平、藤木堺下平、上城ヶ谷、出張、弥迫中尾、小鍬、大浴尻、青木、下櫻ヶ浴、長濱山、芋尻、下佛ヶ浴、中山、水谷奥、岩や、岩屋、吉部ヶ瀬、水谷西平、吉部ヶ也奥、平野、下神畠、上山崎、田畠、清水、若ヶ塚、うつぎ、大鍬、登尾、一ツヤ、茅ヶ迫、桑原後平、上和田下タ、森堺、大平、上田ヶ平、穴久保、下陰平

(2) 地域の中心の位置 萩市大字弥富下4041番地10

(3) 辺地度点数 200点

## 2 公共的施設の整備を必要とする事情

弥富辺地は、市中心部から約27km北東の、農業が基幹産業の中山間地域に位置している。公共交通機関は、令和2年度から民営のバスが廃止路線となり、地域住民の生活に支障を来していることから、地域住民の移動用車両整備等の交通手段の確保が求められている。

弥富辺地においては、農業の振興及び地域住民の安全・安心な生活環境の整備を推進とともに、当該辺地に存在する萩ジオパークを構成する資産等をいかした観光業及び交流人口の増加により、地域の活性化を図る必要がある。

また、地域住民の高齢化の進展により、医療及び介護といった福祉施設の充実が求められていることに加えて、弥富辺地唯一の診療施設である弥富診療センターでは、医療用の機械器具等が老朽化しており、地域の医療体制を維持するために、当該機械器具等を整備する必要がある。

さらに、地域住民の集会及び交流施設である弥富交流促進センターについては、避難所としても活用されていることから、地域住民が安心して利用できるように整備する必要がある。

### 3 公共施設の整備計画

令和4年度から令和8年度まで5年間

(単位：千円)

施設名	事業 主体名	区分 事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
高齢者福祉施設	萩市	8,004		8,004	4,000
観光施設	萩市	25,405	451	24,954	24,900
診療施設	萩市	5,544	2,117	3,427	3,300
集会施設	萩市	20,800		20,800	19,200
合計		59,753	2,568	57,185	51,400



## **議案第33号**

### 萩市過疎地域持続的発展計画の変更について

萩市過疎地域持続的発展計画(令和3年度～令和7年度)を別紙のとおり変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、市議会の議決を求める。

令和5年3月2日提出

萩市長 田 中 文 夫

議案第3号別紙

区分	項目	変更後		変更前		
		内容	備考	項目	内容	
	(4) 地域の持続的発展の基本方針	このようなかつ、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく「第2期萩市総合戦略」を令和2年3月に策定し、また、大きく変化を経験したところであるため、令和4年9月に改定したところであり、		(4) 地域の持続的発展の基本方針	このようなかつ、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく「第2期萩市総合戦略」を令和2年3月に策定したところであり、	
I 過疎地域の持続的発展に関する事項	未来を担うひとを育むまちづくりを実現するための支援	④萩の未来を支える教育機会の充実 ・キャリア教育の推進 ・教育環境の充実及びG.I.G.Aスクール構想の推進 ・相談体制・支援体制の充実 ・修学のための経済的支援	ウ 未来を担うひとを育むまちづくり	④萩の未来を支える教育機会の充実 ・キャリア教育の推進 ・教育環境の充実 ・相談体制・支援体制の充実 ・修学のための経済的支援	④萩の未来を支える教育機会の充実 ・キャリア教育の推進 ・教育環境の充実 ・相談体制・支援体制の充実 ・修学のための経済的支援	
	未来を担うひとを育むまちづくりを実現するための支援	③市民一人ひとりが輝くまちづくり ・文化イベントの開催や文化活動の普及・振興 ・スポーツイベントの開催、生涯スポーツの普及 ・地域コミュニティの拠点施設、文化施設、スポーツ施設の管理運営 ・東京2020オリンピック・パラリンピック（ホストタウン）レガシーの継承 ・人権啓発、人権教育の推進 ・社会参加支援の推進	キ だれからも愛されるまち、求められるまちづくり	③市民一人ひとりが輝くまちづくり ・文化イベントの開催や文化活動の普及・振興 ・スポーツイベントの開催、生涯スポーツの普及 ・地域コミュニティの拠点施設、文化施設、スポーツ施設の管理運営 ・東京2020オリンピック・パラリンピック（ホストタウン）レガシーの継承 ・人権啓発、人権教育の推進 ・子ども・若者の社会参加支援の推進	③市民一人ひとりが輝くまちづくり ・文化イベントの開催や文化活動の普及・振興 ・スポーツイベントの開催、生涯スポーツの普及 ・地域コミュニティの拠点施設、文化施設、スポーツ施設の管理運営 ・東京2020オリンピック・パラリンピック（ホストタウン）レガシーの継承 ・人権啓発、人権教育の推進 ・子ども・若者の社会参加支援の推進	
	地域の特色をいかしたまちづくり ・地域振興計画「夢プラン」の策定、推進 ・魅力ある地域づくりの推進 ・特色をいかした交流の推進	④地域の特色をいかしたまちづくり ・地域振興計画「夢プラン」の策定、推進 ・魅力ある地域づくりの推進 ・特色をいかした交流の推進		④地域の特色をいかしたまちづくり ・地域振興計画「夢プラン」の策定、推進 ・魅力ある地域づくりの推進	④地域の特色をいかしたまちづくり ・地域振興計画「夢プラン」の策定、推進 ・魅力ある地域づくりの推進	
持続的発展施策区分						
II 過疎地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	事業名 (施設名)	事業内容	
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住	見島定住宅整備事業 定住を促進する住宅の整備	萩市	事業の追加	事業の追加	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	中山間地或定住促進モデル構築事業 までを促す定住促進モデルの構築	萩市	事業の追加	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	
		移住定住促進デジタル化事業 サイトの構築	萩市	事業の追加		

持続的発展 施策区分	変更後				変更前			
	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	流通販売施設	道の駅「あさひ」施設整備事業 屋根改修工事等	茨市	事業の追加	(4) 地場産業の振興 流通販売施設			
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 その他の情報化のための施設	無線公衆無線 LAN環境整備事業 無線公衆無線 LAN環境整備事業 デイビティノバーケンWi-Fi設備を整備	茨市	事業の追加	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 その他の情報化のための施設			
4 交通施設の整備、交通手段の確保の促進	(1) 市町村道 道路	直道万才園線道路整備事業 L=315m W=4.5m	茨市	事業の追加	(1) 市町村道 道路			
	(10) その他	商工業県工事負担金事業	山口県	事業の追加				
		街路灯の新設・撤去工事						
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 上水道	江幡水源整備事業 SUS製受水槽新設 A=100m <sup>3</sup>	茨市	事業の追加	(1) 水道施設 上水道			
	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	見島ごみ処理事業 重機等の購入	茨市	事業の追加	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設			
	(5) 消防施設	常備消防施設維持・整備事業 災害対応ドローン等	茨市	事業の追加	(5) 消防施設			
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び推進	(1) 児童福祉施設 保育所	保育所等施設整備事業 園舎の改修費の補助	認定こども園 茨光保育園幼稚園	事業の追加				
	(9) その他	シルバーパートナーサービスセンター事務所整備費の補助	茨市	事業の追加				

持続的発展 施策区分	変更後		変更前	
	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設 診療所	田万川診療所医療機器等整備事業	株式会社	事業の追加 (1) 診療施設 診療所
8 教育の振興	(1) 学校教育関連 施設 給食施設	学校給食施設整備事業 学校給食施設等改修、施設設備品購入	株式会社	事業の追加 (1) 学校教育関連 施設 給食施設
	(3) 集会施設、体 育施設等 公民館	須佐公民館整備事業 エレベーターの設置	株式会社	(3) 集会施設、体 育施設等 公民館

## **議案第34号**

### 工事請負契約の変更について

次のとおり萩市防災行政無線ネットワークシステム第6期（田万川地域）整備工事請負契約の一部を変更することについて、市議会の議決を求める。

令和5年3月2日提出

萩市長 田 中 文 夫

4 契 約 金 額 「金205,150,000円」を  
「金173,771,400円」に変更



## **議案第35号**

山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和5年3月31日限り、周陽環境整備組合を脱退させ、令和5年4月1日から、山口県市町総合事務組合規約（平成18年指令平18市町第815号）第3条第8号に規定する事務を共同処理する団体に宇部市、萩市及び宇部・山陽小野田消防組合を加え、同条第11号に規定する事務を共同処理する団体に萩市を加えること並びにこれに伴い同組合規約を以下のとおり変更することについて関係地方公共団体と協議するため、同法第290条の規定により、市議会の議決を求める。

令和5年3月2日提出

萩市長 田 中 文 夫

### **山口県市町総合事務組合規約の一部を改正する規約**

別表第1中「、周陽環境整備組合」を削る。

別表第2の2及び6の項中「、周陽環境整備組合」を削り、同表の8の項中「下松市」を「宇部市、萩市、下松市」に改め、「、周陽環境整備組合」を削り、「光地区消防組合」の次に「、宇部・山陽小野田消防組合」を加え、同表の11の項中「山口市」の次に「、萩市」を加え、「、周陽環境整備組合」を削る。

### **附 則**

この規約は、令和5年4月1日から施行する。



## **議案第36号**

### 山口県市町総合事務組合の財産処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、山口県市町総合事務組合の退職手当支給事務を共同処理する団体から周陽環境整備組合が離脱することに伴い、次のとおり財産処分することについて、関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第290条の規定により、市議会の議決を求める。

令和5年3月2日提出

萩市長 田 中 文 夫

周陽環境整備組合に帰属させる財産は、当該組合が、山口県市町総合事務組合規約（平成18年指令平18市町第815号）第3条第2号の事務を行うために納付した普通負担金及び特別負担金の額と、当該組合の職員に支給した退職手当の額に山口県市町総合事務組合負担金条例施行規則（平成18年規則第28号）第6条に規定する額を加算した額との差額とする。



## 議案第37号

### 山口市・萩市・防府市消防通信指令事務協議会の設置について

萩市、山口市及び防府市において消防通信指令業務に関する事務を共同して管理し、及び執行するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定により、関係市の協議により規約を定め、次のとおり山口市・萩市・防府市消防通信指令事務協議会を設置することについて、同条第3項の規定により、市議会の議決を求める。

令和5年3月2日

萩市長 田中文夫

- 1 設置年月日 令和5年4月10日
- 2 構成団体 萩市、山口市、防府市
- 3 共同処理事務
  - (1) 萩市（地方自治法第252条の14の規定に基づき、萩市が消防事務の委託を受けている阿武町の区域を含む。）、山口市及び防府市の区域における災害通報の受信、出動指令、通信統制及び情報の収集伝達の事務
  - (2) (1)に掲げるもののほか、協議会の運営に必要な事務
- 4 協議会規約 別紙のとおり

## 議案第37号別紙

### 山口市・萩市・防府市消防通信指令事務協議会規約

(協議会の目的)

第1条 この協議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の2の2第1項の規定に基づき、複雑多様化する消防需要に広域的に対応し、消防サービスの高度化を図るため、消防通信指令施設において行う消防通信指令に関する事務を共同して管理し、及び執行することを目的とする。

(協議会の名称)

第2条 協議会の名称は、山口市・萩市・防府市消防通信指令事務協議会（以下「協議会」という。）とする。

(協議会を設ける市)

第3条 協議会は、山口市、萩市及び防府市（以下「関係市」という。）がこれを設ける。

(協議会が管理及び執行をする事務)

第4条 協議会は、次に掲げる事務（以下「担任事務」という。）を管理し、及び執行する。

(1) 関係市の区域（法第252条の14の規定に基づき、萩市が消防事務の委託を受けている阿武町の区域を含む。）における災害通報の受信、出動指令、通信統制及び情報の収集伝達の事務

(2) 前号に掲げるもののほか、協議会の運営に必要な事務

(協議会の事務所)

第5条 協議会の事務所は、山口市亀山町2番1号に置く。

(協議会の組織)

第6条 協議会は、会長1人、副会長2人及び委員3人をもってこれを組織する。

(会長及び副会長)

第7条 会長は、山口市消防長の職にある者をもって充てる。

2 副会長は、萩市消防長及び防府市消防長の職にある者をもって充てる。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が会長の職務を代理する。

5 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第8条 委員は、関係市の消防職員のうちから、関係市の消防長が協議により定めた職にある者をもって充てる。

2 委員は、非常勤とする。

(職員)

第9条 協議会の担任事務に従事する職員（以下「職員」という。）の定数及び当該定数の関係市ごとの配分については、関係市の消防長が協議により、これを定める。

2 会長は、前項の規定により配分された定数の職員を、それぞれの市の消防職員で、関係市の消防長が選定した者のうちから選任するものとする。

3 会長は、職員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は職員に職務上の義務違反その他職員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

(事務処理のための組織)

第10条 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）を経て、協議会の担任事務を処理するために必要な組織を設けることができる。

(会議)

第11条 会議は、協議会の担任事務の管理及び執行に関する基本的な事項を決定する。

(会議の招集)

第12条 会議は、会長がこれを招集する。

2 会長は、副会長及び委員（以下「副会長等」という。）のうち2人以上の者から会議に付議すべき事項を示して会議の招集の請求があったときは、これを招集しなければならない。

3 会議の開催の日時及び場所は、会議に付議すべき事項とともに、会長があらかじめこれを副会長等に通知しなければならない。

(会議の運営)

第13条 会議は、副会長等の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会議で定める。

(関係市の長等の名においてする事務の管理及び執行)

第14条 協議会が担任事務を関係市の長又は消防長の名において管理し、及び執行する場合においては、協議会は、当該事務に関する山口市の条例、規則その他の規程（以下「山口市条例等」という。）を関係市の当該事務に関する条例、規則その他の規程とみなして、当該事務をその定めるところにより管理し、及び執行するものとする。

2 山口市は、担任事務に関する山口市条例等を制定し、又は改廃しようとする場合においては、あらかじめ萩市及び防府市と協議しなければならない。

3 山口市長は、担任事務に関する山口市条例等が制定され、又は改廃された場合においては、速やかにその旨を萩市長並びに防府市長及び会長に通知するものとする。

(経費の支弁の方法)

第15条 担任事務の管理及び執行に要する費用は、関係市が負担する。

2 前項の規定により関係市が負担すべき額は、別に定める負担割合によるものとする。

3 協議会の会計事務は、山口市において行うものとする。

4 萩市及び防府市は、第2項の規定による負担金を山口市に納付するものとする。

(財産の取得、管理及び処分の方法)

第16条 担任事務の用に供する財産に関しては、関係市が協議してそれぞれ取得し、若しくは設置し、又は処分するものとし、当該財産の管理は、協議会が行う。

2 協議会は、前項の規定により財産の管理を行う場合においては、当該管理に関する山口市条例等を関係市の当該管理に関する条例、規則その他の規程とみなして、当該管理をその定めるところにより行うものとする。この場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(その他の財務に関する事項)

第17条 この規約に特別の定めがあるものを除くほか、協議会の財務に関しては、法に定める普通地方公共団体の財務に関する手続の例による。

(協議会解散の場合の措置)

第18条 協議会が解散した場合における担任事務の承継については、関係市が協議して定める。

(協議会の規程)

第19条 協議会は、この規約に定めるもののほか、担任事務の管理及び執行その他協議会に関して必要な規程を設けることができる。

#### 附 則

この規約は、令和5年4月10日から施行する。



## **議案第38号**

### **損害賠償の額を定めることについて**

次のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、市議会の議決を求める。

令和5年3月2日提出

萩市長 田 中 文 夫

1 損害賠償の額 金522,500円

2 損害賠償の相手方  
[REDACTED]  
[REDACTED]



**議案第39号**

損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、市議会の議決を求める。

令和5年3月2日提出

萩市長 田 中 文 夫

1 損害賠償の額 金1,977,800円

2 損害賠償の相手方

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]



**議案第40号**

損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、市議会の議決を求める。

令和5年3月2日提出

萩市長 田 中 文 夫

1 損害賠償の額 金8,574,345円

2 損害賠償の相手方  
[REDACTED]  
[REDACTED]



## 議案第41号

和解することについて

令和元年5月16日、山口市の県庁前交差点において発生した車両事故に  
関し、次のとおり和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67  
号）第96条第1項第12号の規定により、市議会の議決を求める。

令和5年3月2日提出

萩市長 田 中 文 夫

1 事件番号及び事件名

山口地方裁判所令和3年（ワ）第201号 損害賠償請求事件

2 事件当事者

申立人

[REDACTED]

相手方 山口県萩市大字江向510番地

萩市

萩市長 田中 文夫

利害関係人1

[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]

利害関係人2

[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]

### 3 和解内容

- (1) 申立人と相手方は、本件事故の過失割合が申立人2割、相手方8割であることを確認する。
- (2) 相手方は申立人に対し、本件事故による賠償金として、既払金を除き7,250,000円の支払義務があることを認め、令和5年4月12日限り支払う。
- (3) 申立人は相手方に對し、本件事故による賠償金として、2,000円の支払義務があることを認め、これを令和5年4月12日限り支払う。
- (4) 相手方は、利害関係人1に対し、本件事故に関して利害関係人1が、申立人に保険給付を行ったことに基づき代位取得した損害賠償請求権として39,225円の支払義務があることを認め、これを令和5年4月12日限り支払う。
- (5) 申立人は、利害関係人2に対し、本件事故に関して利害関係人2が、相手方に保険給付を行ったことに基づき代位取得した損害賠償請求権として32,144円の支払義務があることを認め、これを令和5年4月12日限り支払う。
- (6) 申立人は、その余の請求を放棄する。
- (7) 申立人、相手方、利害関係人1及び利害関係人2は、本件事故に関し、申立人と相手方との間、申立人と利害関係人2との間及び相手方と利害関係人1との間には、本和解案に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを確認する。

## 議案第42号

### 指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求める。

令和5年3月2日提出

萩市長 田中 文夫

施設の名称	指定管理者	指定期間
萩市国民健康保険佐々並診療所	医療法人丘病院	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
萩市須佐釣り桟橋	山口県漁業協同組合	令和5年4月1日から 令和8年3月31日まで
萩市福栄総合交流促進施設	有限会社ハピネスふくえ	令和5年4月1日から 令和8年3月31日まで
萩市旭農産物加工販売所「つつじ」	株式会社旭開発	令和5年4月1日から 令和8年3月31日まで
萩田床山いこいの広場	株式会社萩・森倫館	令和5年4月1日から 令和8年3月31日まで
萩市道の駅「あさひ」	株式会社旭開発	令和5年4月1日から 令和8年3月31日まで
萩田万川温泉センター	株式会社たまがわ	令和5年4月1日から 令和8年3月31日まで
はぎ温泉揚配湯施設	はぎ温泉配湯協同組合	令和5年4月1日から 令和8年3月31日まで
萩市須佐湾エコロジーキャンプ場	須佐湾エコロジーキャンプ場管理組合	令和5年4月1日から 令和8年3月31日まで
萩アクティビティパーク	合同会社ウイット	令和5年4月1日から 令和8年3月31日まで
サンライフ萩	萩公共サービス株式会社	令和5年4月1日から 令和8年3月31日まで



**議案第43号**

教育委員会委員の任命について

萩市教育委員会委員として、次の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、市議会の同意を求める。

令和5年3月2日提出

萩市長 田 文 夫

現 住 所

なか むら あや の  
中 村 綾 乃

略 歴

元 さいたま市立小学校教諭

現 多磨小学校育友会副会長



## 議案第44号

### 固定資産評価審査委員会委員の選任について

萩市固定資産評価審査委員会委員として、次の者を選任することについて、  
地方税法（昭和25年法律第266号）第423条第3項の規定により、市議  
会の同意を求める。

令和5年3月2日提出

萩市長 中 文 夫

現 住 所

いし だ のり お  
石 田 憲 雄

略 歴

現 萩市固定資産評価審査委員会委員

現 人権擁護委員

現 萩市社会教育委員

現 住 所

おと まる しん いち  
乙 丸 伸 一

略 歴

現 萩市固定資産評価審査委員会委員

現 税理士

現 住 所

かね こ ひろ み  
金 子 博 巳

略 歴

現 一般社団法人山口県建築士会副会長

現 一級建築士

現 住 所

なが たに よし あき  
長 谷 義 明

略 歴

元 山口県職員

現 萩市固定資産評価審査委員会委員

現 萩市監査委員

現 萩市情報公開審査会委員

現 弁護士

現 住 所

ひろ なか たもつ  
弘 中 保

略 歴

元 萩市教育委員会事務局長

現 萩市公平委員会委員

現 住 所

ほり た ゆき こ  
堀 田 幸 子

略 歷

現 萩市固定資産評価審査委員会委員

現 民生委員児童委員

現 萩市情報公開審査会委員



## 議案第45号

### 人権擁護委員の候補者の推薦について

萩市における人権擁護委員の候補者として、次の者を推薦することについて、  
人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、市  
議会の意見を聞く。

令和5年3月2日提出

萩市長 田 中 文 夫

現 住 所

くろ せ たけ よし  
黒瀬丈義

略 歴

現 会社員

現 住 所

よし むら み ゆ き  
吉村みゆき

略 歴

現 萩市職員